

上越市子ども・子育て支援事業計画における個別事業の進捗管理表

【達成状況の凡例】

○：目標どおりに達成できた △：一部達成できなかった ×：達成できなかった

資料3

基本 目標	主要 施策	事業区分	No.	取 組	事業概要	目 的	地域子 ども・ 子育て 支援事 業	第6次総 合計画 におけ る重点 事業	H31年度における目標		H27実績	H28年度				H29年度		担当課
									(何を、どのような状態 又は数値にしたいか)	目標の評価方法 (何を、どのように評価する か)		目標達成に向けた実施内容 (何を、どうするか)	実績	達成状況 (目標に対する 到達度)	評価・分析等 (来年度に向けたア プローチ)	目標達成に向けた実施内容 (何を、どうするか)		
1 生みやすく、育てやすいまちづくり																		
1 母子保健の充実																		
			1	妊婦一般健康診 査	妊婦一般健康診査費用14 回分を公費負担にすること により、積極的な受診を 勧奨し、安心して妊娠・ 出産を迎えられるよう支 援する。	妊婦一般健康診査費用を 公費負担することにより、 積極的な受診を勧奨し、 安心して妊娠・出産を迎 えられるように支援する。	○		すべての妊婦が妊娠中に 必要な健診を受診し、安 心して妊娠期を過ごし出 産を迎えることができる。 【妊婦15週までの届出率】 100%	妊婦届出状況	妊婦一般健康診査費用14 回分を公費負担すること により、積極的な受診を 勧奨し、安心して妊娠・ 出産を迎えられるよう支 援した。 【妊婦15週までの届出率】 94.8%	・妊婦一般健康診査費用14 回分を公費負担すること により、積極的な受診を 勧奨し、安心して妊娠・ 出産を迎えられるよう支 援する。 ・公費負担の対象となる 検査項目を追加し、妊婦 の健康管理の充実を図る。 ※国が妊婦に対する健康 診査についての望ましい 基準を定めたことに伴 い、子宮頸がん検査を 新たに追加。貧血検査・ 血糖検査・超音波検査の 公費負担回数を追加。	・妊婦一般健康診査費用14 回分を公費負担すること により、積極的な受診を 勧奨し、安心して妊娠・ 出産を迎えられるよう支 援した。 ・公費負担の対象となる 検査項目を追加し、妊婦 の健康管理の充実を図 った。 【妊婦15週までの届出率】 96.3%	○	医療機関との連携 や他事業を通じての周 知を継続し、速やかに 妊婦届を行うよう促 していく。	→	・妊婦一般健康診査費用14 回分を公費負担すること により、積極的な受診を 勧奨し、安心して妊娠・ 出産を迎えられるよう 支援する。 ・検査項目の拡充を 継続し、妊婦の健康 管理の充実を図る。	健康づくり 推進課
			2	妊産婦新生児訪 問指導事業、 こんには赤ちゃん 事業	生後4か月までの乳児 のいる全ての家庭等を 訪問し、子育て支援や 発達・栄養に関する情 報提供や養育環境等の 把握、必要な保健指 導を行う。	母子保健法の規定に 基づき、保健指導を受 けることが必要な妊産 婦等の家庭を訪問し、 妊娠・出産・育児等に 必要な指導を行うこ とにより、正常な妊娠 ・出産または育児の確 保に努め、もって母子 の健康の保持及び増進 を図る。	○	○	乳児のいる家庭を訪問し、 子育て支援や発達・栄 養に関する情報提供を 行うことにより、安心 して育児を行うと共に 母子の健康の保持増進 を図ることができる。 【出生児の訪問率】 全数訪問を目指す。未 訪問者に対して健康診 査やその後の訪問等 により支援する。	・妊産婦・新生児訪問 指導実施状況 ・こんには赤ちゃん訪 問実施状況	生後4か月までの乳児の いる全ての家庭等を訪 問し、子育て支援や発 達・栄養に関する情報 提供や養育環境等の把 握、必要な保健指導 を行った。 【出生児の訪問率】 99.0%	生後4か月までの乳児の いる全ての家庭等を訪 問し、子育て支援や発 達・栄養に関する情報 提供や養育環境等の把 握、必要な保健指導 を行った。	○	・長期間の里帰りや 入院などで訪問でき ない家庭以外、助産 師・保健師による訪 問を実施し、必要な 保健指導を行うこと ができた。 ・4か月までに訪問 を実施できなかった 家庭は、3か月児健 診や電話等で支援を 行った。	→	生後4か月までの乳児 のいる家庭等を訪問し 、子育て支援や発達・ 栄養に関する情報提供 や養育環境の把握、 必要な保健指導を行 う。	健康づくり 推進課	
			3	乳幼児健診事業	適切な時期に乳幼児 健診を実施すること により、乳幼児の健 やかな成長発達を 目指し、疾病、異常 の早期発見や育児 支援を行う。	上越市健康増進計画 の生涯を通じた健康 づくりの推進につ いての取組に基づ き、保護者が子ども の成長発達に関する 学習ができる場を 提供し、自ら子ども の育ちを確認でき るよう、適切な時 期に健康診査を 実施し、疾病・異 常の早期発見に 努めるとともに、 発達に促して支 援する。		乳幼児健診の受診率 により、疾病・異常 の早期発見に努め るとともに、保護 者自身が子どもの 発達を確認するこ とができる。 【乳幼児健診の受診率】 98%以上を維持する。	乳幼児健診受診率 (3か月、6か月、 9か月、1歳6か 月、3歳)	適切な時期に乳幼児 健診を実施すること により、乳幼児の 健やかな成長発達 を目指し、疾病、 異常の早期発見 や育児支援を行 った。 【乳幼児健診の受診率】 97.3%	・適切な時期に乳 幼児健診を実施 することにより、 乳幼児の健やか な成長発達を 目指し、疾病、 異常の早期発見 や育児支援を行 った。 ・受診率向上 のための受診 勧奨に努める。	△	未受診者 に対する受診 勧奨を行った が、受診率 は昨年度を 下回った。	→	・適切な時期に 乳幼児健診を 実施すること により、乳幼 児の健やかな 成長発達を 目指し、疾 病、異常の 早期発見や 育児支援を 行った。 ・受診率 向上のため の受診勧奨 に努める。	健康づくり 推進課		
			4	予防接種事業	予防接種の実施 により、感染のお それのある疾病 を予防し、公衆 衛生の向上及び 増進を図ると ともに、乳幼児 ・児童・生徒の 感染症の予防 を図る。	予防接種を実施し、 感染の恐れがある 疾病の発生を 防止し、公衆衛 生の向上を図 るとともに、乳 幼児・児童・ 生徒の感染症 の予防を図る。		感染のおそれのある 疾病を予防し、公 衆衛生の向上及 び増進を図ると ともに、乳幼児 ・児童・生徒の 感染症の予防を 図る。 【接種率】 90%	公費対象の被接種 者数実績	【接種率】 88.61%	乳幼児の予防接種 について、目標 接種率を達成す るため、引き続き 接種率向上のた めの接種勧奨に 努める。	○	H31年度目標 の90%には及ば ないものの、H28 年度の中間目標 87.42%とほぼ 同等の接種率を 達成した。	→	乳幼児の予防接種 について、接種率 向上のため引き 続き、広報やホ ームページ掲載 、個別通知、乳 幼児健診時の指 導等による接種 勧奨に努める。	健康づくり 推進課		
			5	フッ化物塗布事 業	幼児期における 歯質の向上と う蝕予防を徹底 し、幼児の健康 な成長を図る ため、フッ化物 塗布を実施す る。	歯や口腔の健康 状態を保持し、 幼児の健康の 保持増進を図 る。		幼児期における 歯質の向上と、 う蝕予防の徹底 により、幼児の 健康な成長を 図ることができる。 【フッ化物塗布 の実施率】 80%	歯科健診受診者 に対するフッ化 物塗布実施率 (1歳6か月児、 2歳児、3歳児)	【フッ化物塗布 の実施率】 72.4%	幼児期における 歯質の向上と、 う蝕予防を徹底 し、幼児の健康 な成長を図る ため、フッ化 物塗布を実施 した。	○	フッ化物塗布 の実施率は 昨年度を上 回った。機 会を捉えて 保護者への 周知を行う。	→	幼児期における 歯質の向上と う蝕予防を徹 底し、幼児の 健康な成長を 図るため、フ ッ化物塗布を 実施する。	健康づくり 推進課		
			6	フッ化物洗口事 業(保育園)	幼児期における 歯質の向上と う蝕予防を徹 底し、幼児の 健康な成長を 図るため、保 育園において フッ化物洗口 を実施する。	幼児期における 歯質の向上と う蝕予防を徹 底し、保育園 でのフッ化物 洗口の実施率 の向上を図る。		幼児期における 歯質の向上と、 う蝕予防を徹 底し、保育園 でのフッ化物 洗口の実施率 が向上されて いる状態。 【フッ化物洗口 の実施率】 (フッ化物洗口 を実施してい る園児の割合) 95%	フッ化物洗口の実 施率	【フッ化物洗口 の実施率】 97.3% (2012/2067人) ・公立100% (43/43園) ・私立47.4% (9/19園) 平成27年8月、 私立保育園・ 認定こども園 の園長を対象 にフッ化物洗 口に関する研 修会を実施 した。	・歯科衛生士 によるむし歯 予防教室や おたより等 を通して、フ ッ化物洗口 に対する保 護者の理解 を深めてい く。 ・未実施の 園に対し、 フッ化物洗 口に関する 理解が得ら れるよう、 引き続き園 長会議等で 実施を働き かける。 ・28年4月 現在、フッ 化物洗口を 実施してい る9園及び7 月から新規 に実施する 3園に対し、 引き続き運 営費補助や 技術的支援 を行う。	○	年々実施率 が増加して おり、フッ 化物洗口を 受ける機 会の拡大が 図られてい る。 ・未実施の 園に対し、 フッ化物洗 口に関する 理解が得ら れるよう、 引き続き園 長会議等で 実施を働き かける。 ・29年度に 新たにフッ 化物洗口を 実施予定の 1園に対し、 運営費補助 や技術的支 援を行う。	→	・歯科衛生士 によるむし歯 予防教室や おたより等 を通して、フ ッ化物洗口 に対する保 護者の理解 を深めてい く。 ・未実施の 園に対し、 フッ化物洗 口に関する 理解が得ら れるよう、 引き続き園 長会議等で 実施を働き かける。 ・29年度に 新たにフッ 化物洗口を 実施予定の 1園に対し、 運営費補助 や技術的支 援を行う。	保育課		

上越市子ども・子育て支援事業計画における個別事業の進捗管理表

【達成状況の凡例】
 ○：目標どおりに達成できた △：一部達成できなかった ×：達成できなかった

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	H31年度における目標		H28年度				H29年度		担当課	
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何を、どのように評価するか)	H27実績	目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	実績	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)		
			6	フッ化物洗口事業(幼稚園)	幼児期における歯質の向上と虫歯予防を徹底し、幼児の健康な成長を図るため、幼稚園においてフッ化物洗口を実施する。	幼児期における歯質の向上と虫歯予防を徹底し、幼児の健康な成長を図る。			希望する幼児全員。 【フッ化物洗口の実施率】95%	フッ化物洗口を希望する幼児の割合が前年度を上回る。	【フッ化物洗口の実施率】 ひがし幼稚園が閉園となり、市内1幼稚園となった。実施率は90.2%	歯科衛生士による親子ブラッシング教室や、養護教諭による歯科保健指導等を通して、フッ化物洗口に対する保護者の理解を深めていく。	【フッ化物洗口実施率】 83.3% (55/66人)	△	保護者の理解を深めていくため、引き続き、親子ブラッシング教室、歯科保健指導を継続し、実施率向上を図る。	→	歯科衛生士による親子ブラッシング教室や、養護教諭による歯科保健指導等を通して、フッ化物洗口に対する保護者の理解を深めていく。	学校教育課
			7	ブラッシング指導会	幼児期において歯の健康に興味関心を持たせ、虫歯予防を図るため、歯科衛生士より親子に対するブラッシング指導会を実施する。	歯科衛生士によるブラッシング指導を通して、幼児や保護者に歯の健康に興味関心を持たせ、虫歯予防を図る。			幼稚園に在園している5歳児幼児とその保護者全員が歯科衛生士によるブラッシング指導を受けている。	ブラッシング教室への参加状況	5歳児とその保護者に対し、歯科衛生士よりブラッシング指導を実施した。	歯科衛生士による5歳児の親子を対象にしたブラッシング教室を実施し、歯みがきの大切さについて、保護者・幼児の意識の向上を図る。	5歳児と保護者に対し、歯科衛生士によるブラッシング指導を実施し、あわせて保護者対象に歯科保健講話を実施した。	○	引き続き、歯科衛生士によるブラッシング指導を継続する。	→	歯科衛生士による5歳児の親子を対象にしたブラッシング教室を実施し、歯みがきの大切さについて、保護者・幼児の意識の向上を図る。	学校教育課
		追	8	むし歯予防教室	保育園児とその保護者を対象に、歯科衛生士を講師として、虫歯予防の知識啓発及びブラッシング指導等を、各園年1回実施する。	むし歯の予防及び早期治療の必要性・大切さを保護者や園児が認識し、実行していくための意識の向上を目指す。			むし歯予防への関心を維持するために、教室の継続実施ができてきている状態。	むし歯予防教室の実施率	100%実施	すべての園でむし歯予防教室を実施する。	【実施率】 100% (63/63園) 公立 100% (43/43園) 私立 100% (20/20園)	○	すべての対象園で実施した。	→	すべての対象園(61園)で実施する。	保育課
			9	休日・夜間診療所	休日や夜間における急な発熱やケガなど比較的軽い症状に対する応急医療を行う。	病院等の診療時間外における一次救急医療機関として市民の受診機会を確保し、地域における救急医療体制の充実を図る。			年間を通じて病院等の診療時間外における第一次救急医療体制の確保が図られている状態。	・休日・夜間診療所運営委員会での検証 ・年間の開設状況	年間を通じて病院等の診療時間外における第一次救急医療体制を確保した。	年間を通じて病院等の診療時間外における第一次救急医療体制を確保する。	年間を通じて休日・夜間診療所を開設し、病院等の診療時間外における第一次救急医療体制を確保した。 ・休日・夜間診療所運営委員会の開催し、診療所の運営に関する協議を行った(2回) 【開設日数】 365日	○	休日・夜間診療所を開設し、病院やかりつけ医等が診療時間外のときも安心して医療を受けることができる体制を確保した。来年度も引き続き、年間を通じた夜間・休日における救急医療体制を確保する。	→	年間を通じて休日・夜間診療所を平日夜間及び休日等に開設し、救急医療体制の構築に向けて軽症患者に対する初期救急医療を提供する。	地域医療推進室
		追	10	電子母子手帳	妊娠中または子育て中の方へ、予防接種や各種健診の日程など、妊娠・出産・育児に必要な情報を、スマートフォンなどのモバイル端末へ提供する「電子母子手帳」のサービスを開始する。	妊娠・出産・育児に関する情報をモバイル提供することを可能にし、母子の健康保持ならびに子育てに関する支援環境の充実を図る。			妊娠届出時をはじめ各種母子保健事業において周知し、妊娠届出者全員がサービスを利用している状態。	妊娠届出時における事業周知状況	・妊娠・出産・育児に関する市独自のアプリケーションを開発し、妊娠中または子育て中の妊婦を対象に、母子保健情報をモバイル端末で提供し、母子の健康保持及び子育てに関する支援環境の充実を図る。 ・平成28年度内の開設を目指す。	妊娠中、または子育て世代を対象とし、子育て支援の情報などをリアルタイムに発信し、予防接種のプッシュ機能などを備えたアプリを開発し、子育て支援環境の充実のため、アプリの提供を年度内に開始した。	○	オープンイベントや広報などで周知を図り、利用者の増加を図る。	→	・広報しようえつでの周知、妊娠届の際にチラシを配布し、アプリをダウンロードしてもらおう。 ・オープンイベントや、こどもセンターでの周知等で利用者の増加を図る。	健康づくり推進課	
2 子育てに対する経済的支援の充実																		
			1	不妊治療費助成事業	不妊に悩んでいる夫婦に対し、不妊治療にかかる費用の一部を助成する。	安心して妊娠・出産を迎えるため、不妊治療を行っている市民に不妊治療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る。			市民への事業の周知及び医療機関へのパンフレットの配布等により、必要な人がもれなく制度の利用につながっている状態。	・不妊治療費助成事業助成状況 ・市民及び産婦人科医療機関への周知状況	・広報誌や市ホームページでの市民への周知のほか、市内産婦人科医療機関へポスターとパンフレットの配布及び制度説明を行った。 ・また、電話等による市民からの問合せに対して、制度説明を行った。 【助成件数】 201件	・市ホームページでの市民への周知のほか、市内産婦人科医療機関へポスターとパンフレットの配布及び制度説明を行った。 ・また、電話等による市民からの問合せに対して、制度説明を行った。 ・不妊に悩んでいる夫婦に対し、不妊治療にかかる費用の一部を助成する。 【助成件数】 309件	○	制度改正にあたり、平成27年度末に医療機関への説明を行ったことにより、制度の周知が図られ、申請(助成)件数が増加した。	→	・市ホームページでの市民への周知のほか、市内産婦人科医療機関へパンフレットの配布及び制度説明を行う。 ・不妊に悩んでいる夫婦に対し、不妊治療にかかる費用の一部を助成する。	健康づくり推進課	
			2	妊産婦・子ども医療費助成事業	・妊産婦医療費助成 ・市民税所得割非課税世帯の妊産婦に対し、自己負担金から一部負担金等を控除した額を助成する。 ・子ども医療費助成 入院・通院ともに0歳～中学校卒業までの子どもの医療費に対し、自己負担金から一部負担金等を控除した額を助成する。	疾病の早期発見と早期治療を促すとともに、子育て支援として保護者の経済的負担を軽減する。			対象となるすべての人が、受給資格を有している状態。 【申請漏れ件数】 0件	住民票異動リストとの突合により確認	・申請漏れが起こらないよう、市民課窓口と連携し、対象者に手続きの案内を行った。 ・住民票の異動状況を随時確認し、未申請者に対して随時案内を行った。	・出生及び転入による受給資格者について、市民課と連携し、手続きの案内を行った。 ・住民票の異動状況を把握し、未申請者に対し随時案内を行った。 ・拡充に伴う未申請者に対し、郵送により申請を促した。	○	拡充に伴う未申請者へ通知を行ったが、半数がまだ未申請となっているため、再度通知を行う必要がある。	→	・申請漏れが起こらないよう、市民課窓口と連携し、対象者に手続きの案内を行う。 ・住民票の異動状況を随時確認し、未申請者に対し、随時案内を行う。 ・未申請者に対し、通知を行い、制度の周知を図る。	こども課	

上越市子ども・子育て支援事業計画における個別事業の進捗管理表

【達成状況の凡例】

○：目標どおりに達成できた △：一部達成できなかった ×：達成できなかった

資料3

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	H31年度における目標		H27実績	H28年度				H29年度		担当課
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何を、どのように評価するか)		目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)	実績	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)		
			3	児童手当給付事業	中学校3年生までの子どもを対象に手当を給付する。	児童を養育する家庭等における生活の安定を図るとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援する。			対象となるすべての人が、受給資格を有している状態。 【申請漏れ件数】0件	住民票異動リストとの突合により確認	・申請漏れが起こらないよう、市民課窓口と連携し、対象者に手続きの案内を行った。 ・毎週ごとに住民票異動リストをもとに申請状況を確認し、未申告者に対して案内通知を行った。	・申請漏れが起こらないよう、市民課窓口と連携し、対象者に手続きの案内を行った。 ・住民票異動リストをもとに未申請者に対し申請を促す。	・申請漏れが起こらないよう、市民課窓口と連携し、対象者に手続きの案内を行った。 ・毎週ごとに住民票異動リストをもとに申請状況を確認し、未申告者に対して案内通知を行った。	○	市民課窓口と連携し、市民課窓口へ来た対象者へ申請を促すことができた。住民票異動リストの確認とともに、引き続き、申請漏れのないよう、周知に努める。	→	・申請漏れが起こらないよう、市民課窓口と連携し、対象者に手続きの案内を行う。 ・引き続き住民票異動リストをもとに未申請者に対し申請を促す。	こども課
			4	児童扶養手当給付事業	ひとり親家庭等の父または母等に対して手当を給付する。	ひとり親家庭等の生活の安定と、子育てにかかる経済的負担の軽減を図る。			対象となるすべての人が、受給資格を有している状態。 【制度の周知回数】2回	広報紙による制度の周知回数	・申請漏れが起こらないよう、市民課窓口と連携し、対象者に手続きの案内を行った。 ・広報8月1日号で制度の周知を行った。 ・市ホームページを改訂し、制度概要をわかりやすく紹介した。	・申請漏れが起こらないよう、市民課窓口と連携し、対象者に手続きの案内を行う。 ・広報8月1日号で制度の周知を増える年々、広報紙で制度の周知を行う。	・申請漏れが起こらないよう、市民課と連携し、対象者に手続きの案内を行った。 ・広報上越8月1日号で制度の周知を行った。 ・平成28年8月以降、第2子、第3子以降にかかる手当を加算する(児童扶養手当法改正による)。この制度改正を市ホームページに掲載し、対象者へ文書で周知した。	○	市民課等と連携し、ひとり親になるタイミングを捉え、制度の周知と申請案内を行った。	→	・申請漏れが起こらないよう、市民課等と連携し、対象者に手続きの案内を行う。	こども課
			5	保育料の軽減	国基準保育料に対する保護者負担割合について、国が示す徴収基準額より低い額で保育料を設定し、その差額は市が独自に負担する。	子育て家庭の経済的負担を軽減し、保護者が安心して保育園に子どもを預けられる環境を整える。			子育て家庭の経済的負担が軽減され、保護者が安心して保育園に子どもを預けられる状態。 【保育料の軽減率】25%	保育料の軽減率	・保育料算定における旧年少扶養控除の実施、国の階層区分8階層を20階層に細分化等により、引き続き保育料軽減を図る。 ・平成28年度から国の制度改正により、多子世帯・ひとり親世帯の保育料の軽減を拡充する。	【保育料の軽減率】25%	・旧年少扶養控除の継続、国の階層区分8階層を20階層に細分化することにより、保育料軽減を図った。 ・国の制度改正により、多子世帯・ひとり親世帯の保育料の軽減を拡充した。	○	・国の制度改正による保育料軽減と、市独自の軽減により、運用できた。	→	・平成29年度から市独自の軽減を拡充する。(年収約470万円未満相当世帯について、第3子以降の保育料を無料にするとともに、市民税所得割課税世帯の保育料を一律5%引き下げる。)・平成29年度から国の制度改正による保育料の軽減を拡充する。(市町村民税非課税世帯の多子世帯について、第2子半額、第3子無料を、第1子の年齢にかかわらず、第2子以降を無料とする。また、年収約360万円未満相当のひとり親世帯等について、第1子半額を、市町村民税非課税世帯並みに軽減する。)・引き続き、保育料算定における旧年少扶養控除の実施、国の階層区分8階層を20階層に細分化等により、保育料軽減を図る。	保育課
			6	私立幼稚園就園奨励費補助金	私立幼稚園の入園料・保育料を対象に、保護者の所得状況に応じた補助を行い、保護者の経済的負担の軽減を図る。	幼児教育を受ける権利を平等に享受できるように、保護者の所得に応じた保育料補助を行い、幼児教育の振興を図る。			幼児期の教育を希望する保護者が、経済的な理由により教育を受けられないことがないよう、必要な補助を行う。	支援が必要な保護者を把握し、当該保護者全員に必要な補助を行う。	幼稚園と連携を取りながら、支援が必要な保護者の把握に努め、当該保護者全員に必要な補助を行った。	新制度に移行しない私立幼稚園に対し、支援が必要な保護者の把握に努め、対象者全員に所得状況に応じた補助を行う。	○	幼稚園に対して追加申請者の有無を随時確認し、園の状況把握に努めた。	→	新制度に移行しない私立幼稚園に対し、支援が必要な保護者の把握に努め、対象者全員に所得状況に応じた補助を行う。	教育総務課	
			7	就学援助費(特別支援教育就学奨励金)	障害のある児童生徒が特別支援学級で学ぶ際に、保護者が負担する教育関係経費を、家庭の経済状況に応じて支援する。	障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点で、個々の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う特別支援学級に就学する児童生徒の就学に必要な経費の一部を援助する。			特別支援学級で学ぶ児童生徒の保護者の経済的負担が軽減され、必要な支援を受けられる状態。 【制度の周知回数】年3回	学期ごとの制度案内チラシの配布回数。	4月、9月、1月に対象児童生徒の保護者に対し、学校で制度案内を配付し、随時申請を受け付けた。	必要な援助を行うため、制度周知を徹底し、対象者の申請漏れがないようにする。	4月と9月と1月に対象児童生徒の保護者に対し、学校で制度案内を配付し、随時申請を受け付けた。	○	制度周知により、特別支援学級に在籍する児童生徒に対し、就学奨励費の支給による経済的支援を行うことができた。	→	特別支援学級に在籍する児童生徒に必要な支援を行うため、対象者の申請漏れがないよう、年3回制度案内を配布する。	学校教育課
			8	就学援助費(要保護及び準要保護児童生徒援助費)	経済的に困窮する世帯の教育費の一部負担軽減を図るため学用品費や給食費などの支援を行う。	学校教育法第19条「経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」の規定に基づき、経済的に困窮する世帯の教育費の一部負担軽減を図るため、学用品費や給食費などの支援を行う。			市内小中学校に通う児童生徒のうち、経済的に困窮する世帯の経済的負担が軽減され、必要な援助が受けられる状態。 【制度の周知回数】年3回	学期ごとの制度案内チラシの配布回数。	4月、9月、1月に対象児童生徒の保護者に対し、学校で制度案内を配付し、随時申請を受け付けた。	必要な援助を行うため、制度周知を徹底し、対象者の申請漏れがないようにする。	4月と9月と1月に対象児童生徒の保護者に対し、学校で制度案内を配付し、随時申請を受け付けた。	○	制度の周知を徹底して、援助が必要な児童生徒に援助費を支給することができた。	→	年3回、市内小中学校の全児童生徒に制度案内を配布する。	学校教育課

上越市子ども・子育て支援事業計画における個別事業の進捗管理表

【達成状況の凡例】
 ○：目標どおりに達成できた △：一部達成できなかった ×：達成できなかった

資料3

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	H31年度における目標		H28年度	H29年度				担当課	
									（何を、どのような状態又は数値にしたいか）	目標の評価方法（何を、どのように評価するか）		目標達成に向けた実施内容（何を、どうするか）	実績	達成状況（目標に対する到達度）	評価・分析等（来年度に向けたアプローチ）		目標達成に向けた実施内容（何を、どうするか）
			9	通学援助費	遠距離通学する児童・生徒の通学費を援助し、保護者の負担軽減を図る。	遠距離通学する児童・生徒の通学費を援助し、保護者の負担軽減を図る。			遠距離通学する児童・生徒の通学費を援助し、保護者の負担軽減が図られている状態。 【制度の周知回数】2回	制度案内チラシの配布回数。	遠距離通学する児童・生徒の通学費を援助し、保護者の負担軽減と通学時の安全を確保した。 【制度の周知回数】1回	平成27年度に引き続き、支援が必要な保護者に確実に援助ができるよう、学校と連携して制度の周知及び対象者の把握に努める。また、補助金交付申請時期の見直しを行い、より早い段階で対象者を把握できるように努める。	遠距離通学する児童・生徒の通学費を援助し、保護者の負担軽減と通学時の安全を確保した。 【制度の周知回数】1回	○	学校と連携し、制度の周知及び対象者の把握を行うことで、対象となる児童・生徒の通学費を援助し、保護者の負担軽減と通学時の安全を確保することができた。	保護者に確実に援助ができるよう、学校と連携して制度の周知を徹底する。また、対象者の把握に努め、対象者の申請漏れがないようにする。	学校教育課
			10	子育てジョイカード事業	18歳未満の子どもが3人以上いる世帯に「子育てジョイカード」を交付し、カードを提示した人に対し、協賛店舗等が商品の割引や特典などのサービスを提供する。	子育てしやすい環境をつくるため、多子世帯に対し、企業の協力を得て商品の割引等各種サービスを提供し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図る。			新規協賛店舗数を増やし、多子世帯の経済的負担の軽減が図られている状態。 【新規協賛店舗数】25店舗以上（H26年度比）	新規協賛店舗数	市内のトキっくらぶサポート店のうち、ジョイカード未協賛企業に対し、募集チラシを送付した。 ・広報上越に協賛店の募集記事を掲載するほか、上越商工会議所及び商工会を通じて募集チラシを配布した。 【新規協賛店舗数】11店舗	市内のトキっくらぶサポート店のうち、ジョイカード未協賛企業に対し、募集チラシを送付するほか、電話による募集を行う。 ・広報上越に協賛店の募集記事を掲載する。	市内のトキっくらぶサポート店のうち、ジョイカード未協賛企業に対し、募集チラシを送付するほか、直接店舗を訪問し、協賛依頼を行った。 ・広報上越に協賛店の募集記事を掲載した。	○	直接店舗を訪問したことで新規協賛店舗が増えたことから、引き続き啓発に努める。	→ ジョイカード未協賛企業に対し、募集チラシを送付するほか、直接店舗を訪問し、個別に勧誘を促す。 ・広報上越に協賛店の募集記事を掲載する。	こども課
			11	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等の父又は母等及び児童の医療費について、自己負担金から一部負担金を控除した額を助成する。	疾病の早期発見・早期治療を促すとともに、ひとり親世帯の経済的負担を軽減する。			対象となるすべての人が、受給資格を有している状態。 【制度の周知回数】2回	広報紙による制度の周知回数	申請漏れが起こらないよう、市民課窓口と連携し、対象者に手続きの案内を行った。 ・広報上越8月1日号で制度の周知を行った。	申請漏れが起こらないよう、市民課窓口と連携し、対象者に手続きの案内を行う。 ・ホームページや広報上越（年2回）での制度の周知・案内を行い、未申請者に対し申請を促す。	申請漏れが起こらないよう、市民課窓口と連携し、対象者に手続きの案内を行った。 ・広報上越8月1日号で制度の周知を行った。	○	市民課を始めとした関係課と連携により、十分な周知を行うことができた。	→ 申請漏れが起こらないよう、市民課窓口と連携し、対象者に手続きの案内を行う。 ・ホームページや広報上越（年2回）での制度の周知・案内を行い、未申請者に対し申請を促す。	こども課
			12	母子家庭等の自立支援の推進	・自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金を支給し、就職に有利な資格等の取得を支援する。 ・また、母子自立支援員を配置し、母子・父子家庭の個々の状況に応じた相談・指導等の支援を行う。	ひとり親家庭の経済的自立を促すことで、生活の安定を図る。			ひとり親家庭等の保護者が就労し、経済的に自立している状態。 【制度の周知回数】4回	制度の案内チラシの配付回数	児童扶養手当定期支払通知等に就職支援案内を同封し、対象者全員に支援制度の案内を行った。 ・児童扶養手当申請者のうち無職の人に対し、制度の案内チラシを配布した。 【制度の周知回数】年4回 【プログラムの作成件数】9件	窓口での声かけや児童扶養手当現況文書等送付時に対象となると思われる人に文書を送付する（年4回） ・ハローワークと連携し、ひとり親家庭等の保護者を就労に結び付ける。	児童扶養手当定期支払通知等に就職支援案内を同封し、対象者全員に支援制度の案内を送付する。（4月及び12月定期支払通知、7月現況届書類送付、10月の現況届裁定結果通知、毎月の新規認定通知等に同封） 【制度の周知回数】年4回 ・児童扶養手当申請者のうち無職の人に対し、制度を説明し、案内チラシを配布した。 【プログラムの作成件数】10件	○	これまで年3回だった就労支援制度チラシの対象者全員への配布を年4回に増やしたが、自立支援プログラムの作成件数は伸びなかった。一方でハローワークの就労自立促進事業における児童扶養手当受給者の就職件数が目標の22件に対し46件の実績となっており、就労を希望するひとり親はハローワークの就労支援を受けたものと考えられる。	→ 引き続きハローワークとも連携をしながら、こども課においても就労支援を行っているPRをする必要がある。新規申請者及び現況届出時に「無職」のひとり親に対し、就労支援を働きかけていく。	こども課
			13	障害児福祉手当	精神または身体に著しい重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする児童（20歳未満）に対し、手当を支給する。	重度障害児に対して、その障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、特別障害児の福祉の向上を図る。			関係機関と連携を図りながら、窓口等での制度周知を漏れ落ちがないよう徹底されている。	身体障害者手帳及び療育手帳交付時、その他関連性のある手続き対応時に制度周知を実施したか、漏れ落ちがないかどうか、職員間で確認する。	関係機関と連携を図り、窓口等での制度周知を徹底し、申請漏れはなかった。	関係機関と連携を図りながら、申請漏れのないよう、窓口等での制度周知の徹底に努める。	関係機関と連携を図り、窓口等での制度周知の徹底に努める。 【受給者数】119人	○	申請漏れがないよう、制度内容を窓口等で周知することで、日常生活の安定につなげる。	→ 関係機関と連携を図りながら、申請漏れのないよう、窓口等での制度周知の徹底に努める。	福祉課
			14	特別児童扶養手当	精神または身体に障害のある児童（20歳未満）を在宅で監護・養育する人に対し、手当を支給する。	精神又は身体に障害を有する児童について手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図る。			関係機関と連携を図りながら、窓口等での制度周知を漏れ落ちがないよう徹底されている。	身体障害者手帳及び療育手帳交付時、その他関連性のある手続き対応時に制度周知を実施したか、漏れ落ちがないかどうか、職員間で確認する。	関係機関と連携を図り、窓口等での制度周知を徹底し、申請漏れはなかった。	関係機関と連携を図りながら、申請漏れのないよう、窓口等での制度周知の徹底に努める。	関係機関と連携を図り、窓口等での制度周知の徹底に努める。 【受給者数】343人	○	申請漏れがないよう、制度内容を窓口等で周知することで、日常生活の安定につなげる。	→ 関係機関と連携を図りながら、申請漏れのないよう、窓口等での制度周知の徹底に努める。	福祉課

【達成状況の凡例】
 ○：目標どおりに達成できた △：一部達成できなかった ×：達成できなかった

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	H31年度における目標		H27実績	H28年度				H29年度		担当課
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何を、どのように評価するか)		目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	実績	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)		
		追	15	未熟児養育医療給付事業	生まれたときの体重が2,000g以下であるか、または2,000gを超えていても医師の診断により生活薄弱であって、一定の症状を有している乳児に対し、入院養育が必要と認められた場合に必要医療の給付を行う。	正常の新生児に比べて疾病に罹りやすく死亡率が高い未熟児に対し、必要な医療を給付することで、保護者の経済的な負担を軽減する。			対象となるすべての人が、医療の給付を受けている状態。 【申請漏れ件数】0件	市内の指定養育医療機関に対する対象者の照会	指定医療機関との連携により、23件の新規申請があった。 【申請漏れ件数】0件	指定養育医療機関と連携し、申請漏れがないよう周知する。 【申請漏れ件数】0件	指定医療機関との連携により、27件の新規申請があった。 【申請漏れ件数】0件	○	指定医療機関との連携により、申請漏れはなかった。	→	指定養育医療機関と連携し、申請漏れがないよう周知する。	こども課
		追	16	入学支度金支給事業	新潟県教育委員会が指定する地域に居住する児童・生徒の教育の振興を図るため入学支度金を支給する。	新潟県教育委員会が指定する地域に居住する児童・生徒の保護者に入学支度金を支給し、保護者の経費負担の軽減と教育機会の均衡を図る。			新潟県教育委員会が指定する地域に居住する児童・生徒の保護者に入学支度金を支給し、保護者の経費負担の軽減と教育機会の均衡を図る。	申請のあった対象者へ入学支度金を支給した件数。	対象地域の児童・生徒の保護者に周知したが、申請はなかった。	新潟県教育委員会が指定する地域に居住する児童・生徒の教育の振興を図るため入学支度金を支給する。	対象地域の児童・生徒の保護者に周知し、2人から申請を受け付け補助を実施した。	○	引き続き、対象地域の保護者に入学支度金を支給し、経費負担の軽減と教育機会の均衡を図る。	→	新潟県教育委員会が指定する地域に居住する児童・生徒の教育の振興を図るため入学支度金を支給する。	学校教育課
3 多様な保育サービス等の提供																		
			1	保育園の再配置等の推進	施設の老朽化、児童数の減少・偏在、保育ニーズの多様化等保育を取り巻く課題に対応するため、適正な規模の保育園を配置することにより、安心して子育てができ、持続可能な保育環境を確保する。	地域の状況に見合った適正な規模の保育園を適正に配置することで、安心して子育てできる良好な保育環境を整備する。			保育園の再配置等に係る計画(第2期)に基づく整備が完了している状態。	全公立保育園のうち、解決すべき課題が解消された保育園数及び再配置の方針が決定した保育園数	①吉川区 建築設計、既存建物除却、造成工事完了、建築工事着手 ②北本町 建築基本設計、地質調査、用地買収完了 ③中央・古城 地元説明、方針決定、地質調査、現況測量完了、建築設計着手 ④名立区 地元説明、方針決定	個別事業の計画に基づき、統合・移転整備事業を実施する。 ①吉川区 建築工事、外構工事、工事監理、駐車場整備工事完了 ②北本町 建築工事、外構工事、工事監理、駐車場整備工事、交流保育 ③中央・古城 建築設計、移設工事 ④名立区 現況測量、用地測量、地質調査、造成設計、建築設計	①吉川区 ・建築工事、外構工事、工事監理、駐車場整備工事完了 ・交流保育 ②北本町 ・建築工事着手、工事監理委託 ③中央・古城 ・建築設計完了 ④名立区 ・現況測量、用地測量、地質調査、造成設計完了 ・建築設計委託	○	計画(第2期)に基づき年度計画通り実施し、吉川区新保育園の建設を完了した。引き続き計画の遂行を図る。	→	個別事業の計画に基づき、統合・移転整備事業を実施する。 ①吉川区 ・開園竣工式、旧旭・吉川中央保育園除却工事完了 ②北本町 ・建築工事、外構工事、工事監理委託、駐車場整備工事完了 ③中央・古城 ・建築工事着手、工事監理委託 ④名立区 ・建築設計、造成設計、造成工事(水路)完了	保育課
			2	保育園の環境改善	多様化する保育ニーズに対応するため、園舎の改修等を行い、安全・安心な保育環境を整備する。	園児等が安全・安心して保育を受けられる環境を整備する。			公立・私立保育園の安全な保育環境を維持されている状態。 【待機児童数】0人	・緊急時の修繕の対応 ・計画修繕の実施	【公立】 ・個所付け修繕 187件実施 ・緊急修繕 191件実施 【私立】 私立保育園1園の整備に補助金を交付 私立幼稚園の認定こども園移行に際し、保育部分の補助金を交付	・公立保育園については、修繕計画に基づき、計画的に発注できるよう準備を進めるとともに、緊急時においても時機を逸することなく必要な修繕を行う。 ・私立保育園についても、必要性に応じた補助を行う。	【公立】 ・個所付け修繕 109件実施 ※予定した138件について、工程等を見直し、集約して実施したものに、緊急修繕 301件実施 【私立】 私立保育園1園の整備に補助金を交付	○	公立保育園については、修繕計画に基づき、計画的に発注できるよう準備を進めるとともに、緊急時においても時機を逸することなく必要な修繕を行う。私立保育園についても、必要性に応じた補助を行う。	→	・公立保育園については、修繕計画に基づき、計画的に発注できるよう準備を進めるとともに、緊急時においても時機を逸することなく必要な修繕を行う。 ・私立保育園についても、必要性に応じた補助を行う。 ・整備費への補助金交付 1園 ・改築費等への補助金交付 2園 ・施設の防災対策強化整備費への補助金交付 10園	保育課
			3	通常保育事業(3歳未満児)	保護者の就労や疾病などの理由により、家庭において保育することができない就学前児童を保育園の通常の利用時間内において保育する。	家庭の保護者にかわって保育を行い、通園する児童の心身の健全な発達を図るとともに、保護者が安心して子どもを預けられる環境を整備する。			保育が必要な子どもに対して、年間を通じて保育が提供されている状態。 【待機児童数】0人	待機児童数	・保育が必要な子どもに対して、保育士を配置した。 ・5月と11月に保育士資格取得者(潜在保育士)を対象とした再就職セミナーを実施した。(参加者:10人) 【待機児童数】0人	・保育が必要な子どもに対して、保育が提供されるよう必要な保育士を配置する。 ・年度途中の入園希望に対応するため、年間を通じハローワークで保育士資格者を募集する。 ・保育士資格取得者(潜在保育士)を対象とした再就職セミナーを実施し、保育士資格者の確保に努める。	・保育が必要な子どもに対して、保育士を配置した。 ・保育士資格取得者(潜在保育士)を対象とした再就職セミナーを実施した。(参加者:16人、採用者:8人) 【待機児童数】0人	○	・保育が必要な子どもに対して、保育が提供されるよう必要な保育士を配置する。 ・年度途中の入園希望に対応するため、年間を通じハローワークで保育士資格者を募集する。 ・保育士再就職支援セミナーやハローワークへの求人等を通じて保育士資格者を確保した。	→	・保育が必要な子どもに対して、保育が提供されるよう必要な保育士を配置する。 ・年度途中の入園希望に対応するため、年間を通じハローワークで保育士資格者を募集する。 ・保育士資格取得者(潜在保育士)を対象とした再就職セミナーを実施し、保育士資格者の確保に努める。	保育課
			4	通常保育事業(3歳以上児)	保護者の就労や疾病などの理由により、家庭において保育することができない就学前児童を保育園の通常の利用時間内において保育する。	家庭の保護者にかわって保育を行い、通園する児童の心身の健全な発達を図るとともに、保護者が安心して子どもを預けられる環境を整備する。			保育が必要な子どもに対して、年間を通じて保育が提供されている状態。 【待機児童数】0人	待機児童数	・保育が必要な子どもに対して、保育士を配置した。 ・5月と11月に保育士資格取得者(潜在保育士)を対象とした再就職セミナーを実施した。(参加者:10人) 【待機児童数】0人	・保育が必要な子どもに対して、保育が提供されるよう必要な保育士を配置する。 ・年度途中の入園希望に対応するため、年間を通じハローワークで保育士資格者を募集する。 ・引き続き保育士資格取得者(潜在保育士)を対象とした再就職セミナーを実施し、保育士資格者の確保に努める。	・保育が必要な子どもに対して、保育士を配置した。 ・保育士資格取得者(潜在保育士)を対象とした再就職セミナーを実施した。(参加者:16人、採用者:8人) 【待機児童数】0人	○	・保育が必要な子どもに対して、保育が提供されるよう必要な保育士を配置する。 ・年度途中の入園希望に対応するため、年間を通じハローワークで保育士資格者を募集する。 ・保育士再就職支援セミナーやハローワークへの求人等を通じて保育士資格者を確保した。	→	・保育が必要な子どもに対して、保育が提供されるよう必要な保育士を配置する。 ・年度途中の入園希望に対応するため、年間を通じハローワークで保育士資格者を募集する。 ・保育士資格取得者(潜在保育士)を対象とした再就職セミナーを実施し、保育士資格者の確保に努める。 ・新潟県保育サポートセンターに登録し、潜在保育士の確保に努める。	保育課

上越市子ども・子育て支援事業計画における個別事業の進捗管理表

【達成状況の凡例】
 ○：目標どおりに達成できた △：一部達成できなかった ×：達成できなかった

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	H31年度における目標		H27実績	H28年度				H29年度	担当課
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何を、どのように評価するか)		目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	実績	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	
			5	延長保育事業	通常の利用時間以外の時間において、引き続き保育を必要とする児童を保育園で保育する。	就労形態の多様化、長時間勤務などに伴う保育時間の延長に対する保育ニーズに対応する。			延長保育が必要な子どもに対して、保育が提供されている状態。	利用申込数に対する受入れ状況	・保育が必要な子どもに対して、保育士を配置した。 ・5月と11月に保育士資格取得者(潜在保育士)を対象とした再就職セミナーを実施した。(参加者:10人)	・延長保育が必要な子どもに対して保育が提供されるよう職員を配置する。 ・保育士資格取得者(潜在保育士)を対象とした再就職セミナーを実施した。(参加者:16人、採用者:8人)	○	・利用申込みに対して100%受け入れることで保護者の子育てと就労の両立が図られた。 ・保育士再就職支援セミナーやハローワークへの求人等を通じて保育士資格者を確保した。	→	・延長保育が必要な子どもに対して保育が提供されるよう職員を配置する。 ・保育士資格取得者(潜在保育士)を対象とした再就職セミナーを実施し、保育士資格者を確保に努める。 ・新潟県保育サポートセンターに登録し、潜在保育士の確保に努める。	保育課
			6	一時預かり事業(保育園)	保育園において、児童を一時的に預かる保育サービスを実施する。	就労形態の多様化に伴う一時的な保育や保護者の疾病などによる緊急的な保育に対応する。			一時預かりが必要な子どもに対して、保育が提供されている状態。	利用申込数に対する受入れ状況	・一時預かりが必要な子どもに対して、保育士を配置した。(公立17園、私立7園で実施) ・5月と11月に保育士資格取得者(潜在保育士)を対象とした再就職セミナーを実施した。(参加者:10人)	・一時預かりが必要な子どもに対して保育が提供されるよう職員を配置する。 ・保育士資格取得者(潜在保育士)を対象とした再就職セミナーを実施し、保育士資格者を確保に努める。 ・公立保育園の一時預かりの利用者負担金については、利用者の利便性の向上を図るため、H28年度から半日単位(5時間未満)の利用料金を設定する。	○	一時預かりが必要な子どもに対して、適切に保育を提供した。 ・保育士再就職支援セミナーやハローワークへの求人等を通じて保育士資格者を確保した。	→	・一時預かりが必要な子どもに対して保育が提供されるよう職員を配置する。 ・保育士資格取得者(潜在保育士)を対象とした再就職セミナーを実施し、保育士資格者を確保に努める。 ・新潟県保育サポートセンターに登録し、潜在保育士の確保に努める。	保育課
	拡		6	一時預かり事業(幼稚園)	幼稚園の教育時間外において、児童の一時預かりを実施する。	就労形態の多様化に伴う一時的な保育や保護者の疾病などによる緊急的な保育に対応する。			私立幼稚園に、一時預かり事業(幼稚園型)を委託し、利用が必要な子どもを預かる環境が整っている状態。	利用申込数に対する受入れ状況	・旧制度(私学助成の預かり保育)により、一時預かり事業を実施した。 ・他自治体の実施状況の調査や、実施予定園の現状の聞き取りは実施したが、制度設計には着手できなかった。	実施予定園がない状況のため、幼稚園の意見を聴取し課題解決を図り、制度設計を進める。	○	・幼稚園に、一時預かり事業(幼稚園型)を委託し、必要な子どもに保育を提供した。 ・平成29年度は実施予定が無いため事業は見込まない。	→		教育総務課
	拡		6	一時預かり事業(認定こども園)	認定こども園の教育時間外において、児童の一時預かりを実施する。	就労形態の多様化に伴う一時的な保育や保護者の疾病などによる緊急的な保育に対応する。			認定こども園に、一時預かり事業(幼稚園型)を委託し、利用が必要な子どもを預かる環境が整っている状態。	利用申込数に対する受入れ状況	・認定こども園2園は、旧制度(私学助成の預かり保育)により、一時預かり事業を実施した。 ・一時預かり事業(幼稚園型)の要件は、開園時間を通じて専従職員を配置する必要があることなど人員配置の面でハードルが高い。また、県内の多くの自治体を実施しない状況であり、本市においても制度設計を見送った。	私立3園において一時預かりが必要な子どもに対する保育を実施し、必要な子どもの受け入れを行う。	○	・平成29年度は幼稚園型の一時的預かり事業の実施予定が無いため事業は見込まない。引き続き私学助成の一時的預かり事業を実施する。	→		保育課
			7	休日保育事業	私立保育園において日曜日、国民の祝日等に実施する保育に対して補助金を交付する。	就労形態の多様化に伴う日曜日、国民の祝日等の保育ニーズに対応する。			休日保育が必要な子どもに対して、保育が提供されている状態。	利用申込数に対する受入れ状況	私立2園において休日保育を実施し、休日保育が必要な子どもを受け入れた。	私立2園において休日保育を実施し、休日保育が必要な子どもの受け入れを行う。	○	・引き続き私立保育園2園において、休日保育を実施し、休日保育が必要な子どもを受け入れる。	→	・私立2園において休日保育を実施し、休日保育が必要な子どもの受け入れを行う。	保育課
	拡		8	ファミリーヘルプ保育園	家庭において一時的に保育を受けることができない児童について、昼間、夜間又は24時間の保育サービスを実施する。	就労形態の多様化に伴う一時的な保育や保護者の疾病などによる緊急的な保育に対応する。			保育が必要な子どもに対して、保育が提供されている状態。	利用申込数に対する受入れ率	・サービス提供に必要な職員を配置した。 ・夜間保育については、保護者の利便性の向上を図るため、午前0時まで利用者の迎えを受け付けた。 ・受託者と月1回の運営相談等を行い、事業運営を支援した。	・利用要件に合致した場合については100%受け入れられるとともに、緊急及び一時的な保育ニーズに対応し、利用者が安心して預けることができる環境づくりを行う。 ・昼間保育事業において、短時間の利用に対する時間区分及び使用料を設定し、利用者の利便性の向上を図る。	○	利用者に対し、適切に保育サービスを提供した。	→	・緊急又は一時的な保育ニーズに柔軟に対応し、利用者が安心して児童を預けることができる環境づくりを行う。 ・利用要件に合致した場合には100%受け入れる。	保育課

上越市子ども・子育て支援事業計画における個別事業の進捗管理表

【達成状況の凡例】
 ○：目標どおりに達成できた △：一部達成できなかった ×：達成できなかった

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	H31年度における目標		H27実績	H28年度				H29年度	担当課	
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何を、どのように評価するか)		目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	実績	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)		
			9	家庭的保育事業	私立保育園を運営する法人が、保育士の居宅において少人数の乳幼児に実施する保育に対して補助金を交付する。	就労形態の多様化に伴い、保育所内で実施できない時間帯の保育を行う。			家庭的保育事業が必要な人に対して、保育が提供されている状態。	(家庭的保育事業は平成27年度をもって終了し、ファミリーヘルプ保育園において事業を引き継ぐ。)	私立1園において家庭的保育事業を実施し、保育士の居宅において保育を行った。 【延べ利用者数】86人	平成27年度をもって終了し、ファミリーヘルプ保育園において事業を引き継ぐ。					→	保育課
			10	病児保育事業	生後3か月から小学校6年生までの児童が、病気の回復期に至っていないため集団保育が困難で、かつ保護者の都合により家庭で保育を行うことが困難な場合に保育等を行う。	病気の回復期に至っておらず、集団保育等が困難な児童を受け入れ、保育等を行うことで、保護者が安心して子育てと就労の両立を図る。	○		病気の回復期に至っておらず、集団保育等が困難な児童を受け入れ、保育等を行うことで、保護者が安心して子育てと就労の両立が図られている状態。 【利用申込数に対する受入れ率】100%	利用申込数に対する受入れ率	利用申込みに対する受入体制を確保し、必要なサービスを提供した。 【利用申込数に対する受入れ率】100% 【延利用者数】わたくし保育室 2,820人	・利用要件に合致した場合には100%受け入れる。 ・利用対象年齢を小学6年生まで拡充する。	・利用申込みに対する受入体制を確保し、必要なサービスを提供した。 ・利用対象の児童の年齢を小学6年生まで拡充した。 【利用申込数に対する受入れ率】100% 【延利用者数】3,606人	○	利用申込みに対して100%受け入れることで保護者の子育てと就労の両立が図られた。	→	保育課	
			11	病後児保育事業	生後3か月から小学校6年生までの児童が、病気の回復期にあり集団保育が困難で、かつ保護者の都合により家庭で保育を行うことが困難な場合に保育等を行う。	病気の回復期に至っておらず、集団保育等が困難な児童を受け入れ、保育等を行うことで、保護者が安心して子育てと就労の両立を図る。	○		病気の回復期に至っておらず、集団保育等が困難な児童を受け入れ、保育等を行うことで、保護者が安心して子育てと就労の両立が図られている状態。 【利用申込数に対する受入れ率】100%	利用申込数に対する受入れ率	・利用申込みに対する受入体制を確保し、必要なサービスを提供した。 ・制度を広く周知するため、子どもセンターのイベントで紹介したり、ポスターを子育てひろばや小児科等に掲示した。 【利用申込数に対する受入れ率】100% 【延利用者数】わかき保育室 558人 がんぎ通り保育室 517人	・利用要件に合致した場合には100%受け入れる。 ・利用対象年齢を小学6年生まで拡充する。 ・がんぎ通り保育室を「福祉交流プラザ」に移転するとともに、移設に伴い感染症対応の保育室を設置する。	・利用申込みに対する受入体制を確保し、必要なサービスを提供した。 ・利用対象の児童の年齢を小学6年生まで拡充した。 ・がんぎ通り保育室を福祉交流プラザに移転し、感染症対応の保育室を設置した。 【利用申込数に対する受入れ率】100% 【延利用者数】わかき保育室 800人 がんぎ通り保育室 511人	○	利用申込みに対して100%受け入れることで保護者の子育てと就労の両立が図られた。	→	保育課	
			12	障害児保育事業	心身に障害を有する児童及び保育において配慮が必要と認められる児童に対して保育を実施する。	集団保育が可能な障害のある児童を受け入れ、通園する児童の心身の健全な発達を図るとともに、保護者が安心して子どもを預けられる環境を整える。			集団保育が可能な障害のある子どもに対して、保育が提供されている状態。 【保育において配慮が必要な児童の受入れ率】100%	保育において配慮が必要な児童の受入れ率	障害者手帳や療育手帳の交付を受けている児童のほか、個別に配慮を必要とする、いわゆる「気になる子」を受け入れた。 【保育において配慮が必要な児童の受入れ率】100%	障害のある児童を受け入れるため、必要な保育士を配置する。	・障害者手帳や療育手帳の交付を受けている児童のほか、個別に配慮を必要とする、いわゆる「気になる子」を受け入れた。 ○	・配慮が必要な児童の受け入れに必要な職員を配置し保育を提供した。	→	保育課		
			13	保育園通園バスの運行	園児の通園に係る保護者の負担軽減を図るため、地域や保護者で組織する運行組合がバスを運行する。	通園バスを安全に運行し、利用者の利便性の向上を図る。			通園バスを安全に運行し、利用者の利便性向上が図られている状態。 【事故件数】0件	・交通事故件数 ・運転業務報告書の確認	・運転員に対し安全運転講習を実施することで、運転員の運転技量の把握を行った。 ・また、委託団体に対して講習結果に基づく運転員の配置・指導について働きかけを行った。	通園バスの安全な運行体制を確保するため、平成28年度では既存の講習内容を見直し、動体視力や即応力などの試験や実地検査を追加する。	【事故件数】 ・園児乗車中の事故…1件 ・その他物損…2件 【実技講習】…実施済 【運転業務報告書】…4回 (3月末利用状況) ・利用児童総数 422人 ・利用率 22.7%	△	安全な運行に向けた運転員の意識啓発に向け、運団体との連携の下、研修に取り組む。	→	保育課	
	追		14	看護師等雇用補助	0歳児を9人以上受入れする私立保育園に対して、看護師と保育士の雇用に係る補助金を交付する。	0歳児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者が安心して子どもを預けられる環境を整える。			0歳児を9人以上受入れる私立保育園に看護師等が雇用されている状態。	看護師等雇用園数	0歳児を9人以上受入れる私立保育園(5園)に対して、看護師等が雇用できるよう補助金を交付し、安心して子どもを預けられる体制を整えた。	0歳児を9人以上受入れる私立保育園に対して、看護師等が雇用できるよう補助金を交付する。	○	・引き続き、看護師等が雇用できるよう補助金を交付する。	→	保育課		

【達成状況の凡例】
 ○：目標どおりに達成できた △：一部達成できなかった ×：達成できなかった

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	H31年度における目標		H27実績	H28年度				H29年度	担当課	
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何を、どのように評価するか)		目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	実績	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)		
		追	15	私立保育研究会補助	私立保育園の保育士、調理員の資質向上を目的とした各種講習会、研究会等の実施に係る費用を補助する。	私立保育園の保育士、調理員の資質向上により、保育園入園児童の福祉の向上を図る。			各保育園で保育士や調理員の研修計画が作成され、必要な研修を受けられている状態	研修で学習したことが、日頃の保育に生かされている状態	・私立保育園の保育士、調理員が参加する研修会に補助金を交付し、事業計画どおりに28回の事業が実施された。 ・国は平成27年度から、保育園が実施する職員研修(私立保育園保育士等研究費補助金)について、「子ども・子育て整備推進事業費補助金」の補助対象外とした。	研究費補助金が国の補助金の対象外となったことから、上越市私立保育園協会及び上越市私立保育園保育研究会において研修事業の内容を見直し、平成27年度で事業を終了した。						保育課
		追	16	障害児一時保育事業	障害のある乳幼児の一時保育を実施し、保護者の負担軽減を図る。	障害のある乳幼児の一時保育を実施し、保護者の負担軽減を図り、子育てしやすい環境に寄与する。			保護者が安心して預けることができる環境(障害や特性に基づく関わり方、医療的な対応が必要な乳幼児については、看護師を設置することなど)づくりに努め、事故怪我等をゼロにする。	事故・怪我の件数	事故・怪我発生件数0件	事故、怪我の無い一時保育を実施する。	事故・怪我発生件数0件	○	子どもの安全確保を最優先として保育を実施し、事故・怪我の発生を予防することができた。		事故、怪我の無い一時保育を実施する。	こども発達支援センター
4 子どもの育ち支援の充実																		
			1	すくすく赤ちゃんセミナー	妊娠初期・中期・後期に教室を開催し、助産師、保健師、栄養士等が受講者の相談に応じ、生まれてくる子どもとその親の将来の生活習慣病予防と妊娠・出産に関する不安の解消を図る。	妊娠・出産・育児の正しい知識を学び、流産・妊娠高血圧症候群の予防等に努めるとともに、妊娠期から子どもの成長や発達・育児について考える機会を持ち、子どもが健やかに育つことができるように支援する。			妊娠・出産・育児の正しい知識を学び、妊娠・出産に関する不安を解消し、生まれてくる子どもとその親の将来の生活習慣病予防について考えることができる。	すくすく赤ちゃんセミナー2回目の初産婦参加率	妊娠初期・中期・後期に教室を開催し、助産師、保健師、栄養士等が受講者の相談に応じ、生まれてくる子どもとその親の将来の生活習慣病予防と妊娠・出産に関する不安の解消に努める。	妊娠初期・中期・後期に教室を開催し、助産師、保健師、栄養士等が受講者の相談に応じ、生まれてくる子どもとその親の将来の生活習慣病予防と妊娠・出産に関する不安の解消に努める。	参加者に向けた適切な内容の教室実施はできたが、初産婦参加率が低下した。	△		妊娠届出時に教室案内チラシを配布するとともに、すこやかな妊娠・出産・育児に向けた教室内容とその必要性について周知を強化し、初産婦参加者の増加を図る。	健康づくり推進課	
			2	離乳食相談会	乳児の保護者が食生活や生活リズムを含めた生活習慣と身体計測により、子どもの発育・発達を確認し、発育・発達に応じた関わりができるよう支援する。	上越市健康増進計画の生涯を通じた健康づくりの推進についての取組に基づき、保護者が子どもの成長発達に関する学習ができる場を提供し、自ら子どもの育ちを確認できることを目指す。			乳児期の栄養指導により、適切な食習慣を確立することができる。	離乳食相談会初期の第1子の参加率	乳児の保護者が、食生活や生活リズムを含めた生活習慣と身体測定により子どもの発育・発達を確認し、発育・発達に応じた関わりができるよう支援する。	乳児の保護者が、食生活や生活リズムを含めた生活習慣と身体測定により子どもの発育・発達を確認し、発育・発達に応じた関わりができるよう支援する。	参加者に向けた適切な内容の教室実施はできたが、第1子参加率が低下した。	△		3か月児健診の集団教育を利用して、離乳食相談会の紹介を強化、第1子の参加者の増加を図り、適切な食習慣を確立できる子を増やす。	健康づくり推進課	
			3	産前・産後ヘルパー派遣事業	産前・産後の体調不良のため、家事や育児が困難な家庭及び多胎児を出生した家庭に対して、安心して妊娠期や産後を迎えられるよう、ホームヘルパーを派遣する。	体調不良のため家事や育児が困難な家庭及び多胎児を出生した家庭に対し、安心して妊娠期や産後を迎えられるよう支援する。		○	母子保健事業等において事業内容の周知を図り、必要な家庭がもれなく制度を利用できている状態。	・各母子保健事業での周知状況 ・産前・産後ヘルパー派遣事業延利用状況	・妊娠届出時及びすくすく赤ちゃんセミナー等の母子保健事業において事業内容の周知を行った。 ・市ホームページでの市民への周知のほか、市内産婦人科医療機関へポスターとパンフレットの配布及び制度説明を行った。 ・利用希望者に対しては、他制度の活用も含め、適切に対応した。	母子保健事業等において事業内容の周知を図り、産前・産後の体調不良のため、家事や育児が困難な家庭及び多胎児を出生した家庭に対して、安心して妊娠期や産後を迎えられるよう、ホームヘルパーを派遣する。	必要な家庭がもれなく制度を利用することができた。	○		母子保健事業等において事業内容の周知を図り、産前・産後の体調不良のため、家事や育児が困難な家庭及び多胎児を出生した家庭に対して、安心して妊娠期や産後を迎えられるよう、ホームヘルパーを派遣する。	健康づくり推進課	
			4	訪問指導事業	保健師、栄養士等が必要に応じて家庭等を訪問し、発育・発達・栄養相談等に応じ、育児不安の解消を図る。	発育・発達に応じた支援や、育児不安の軽減、虐待の予防・早期発見・対応により、母子の健康の保持増進を図る。		○	保健師、家庭相談員、栄養士等が必要に応じて乳幼児のいる家庭等を訪問し、発育・発達・栄養相談等に応じることにより、育児不安の軽減と母子の健康の保持増進を図ることができる。	家庭訪問実施状況	保健師、栄養士等が必要に応じて家庭等を訪問し、発育・発達・栄養相談等に応じ、育児不安の解消を図った。	保健師、栄養士等が必要に応じて家庭等を訪問し、発育・発達・栄養相談等に応じ、育児不安の解消を図る。	必要な家庭に対して、各専門職が適切に対応した。	○		保健師、栄養士等が必要に応じて家庭等を訪問し、発育・発達・栄養相談等に応じ、育児不安の解消を図る。	健康づくり推進課	

上越市子ども・子育て支援事業計画における個別事業の進捗管理表

【達成状況の凡例】
 ○：目標どおりに達成できた △：一部達成できなかった ×：達成できなかった

資料3

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	H31年度における目標		H28年度	H29年度	担当課					
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何を、どのように評価するか)				H27実績	H28実績	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	
			5	助産師健康相談事業	電話及び来所による相談や健康教育を行い、思春期から妊娠・出産・育児さらに不妊や更年期など各期の不安の軽減や知識の普及を図る。	生涯を通じた健康づくりの推進に向け、スタートとなる妊娠・出産・育児期及び次世代を担う思春期、機能低下を予防する更年期等、各ライフステージに応じて知識の普及や不安の軽減を図るため、個々の生活に合わせた適切な支援や保健指導を行う。		○	妊娠届出時や妊産婦・新生児訪問、中学校・高等学校での講座等において相談先を周知し、思春期から妊娠・出産・育児さらに不妊や更年期について、相談や健康教育を行う中で各期における不安の軽減や知識の普及を図られている状態。	各母子保健事業での周知状況	妊娠届出時や妊産婦・新生児訪問、中学校・高等学校での講座等において相談先を周知し、電話及び来所相談や健康教育を行い、思春期から妊娠・出産・育児さらに不妊や更年期など各期における不安の軽減や知識の普及を図る。	妊娠届出時や妊産婦・新生児訪問、中学校・高等学校での講座等において相談先を周知し、電話及び来所相談や健康教育を行い、思春期から妊娠・出産・育児さらに不妊や更年期など各期における不安の軽減や知識の普及を図る。	各ライフステージにおける不安の軽減や知識の普及を図ることができた。	→	妊娠届出時や妊産婦・新生児訪問、中学校・高等学校での講座等において相談先を周知し、電話及び来所相談や健康教育を行い、思春期から妊娠・出産・育児さらに不妊や更年期など各期における不安の軽減や知識の普及を図る。	健康づくり推進課		
			6	保育園・幼稚園巡回訪問事業	発達に不安のある乳幼児に対し、園や家庭と連携した早期の対応や支援を行うため、保育園・幼稚園への巡回訪問を実施する。	園内で気になる乳幼児やセンターに通室する乳幼児等に対し、定期的に園訪問を行うなかで、園側とともに効果的な育ちをバックアップし、早期対応に努める。			園内で気になる乳幼児やセンターに通室する乳幼児等に対し、定期的に園訪問を行うなかで、園側とともに効果的な育ちをバックアップし、早期対応に努める。	実施園数	【実施園数】 全園	センター主導ではなく、園が主体となって子どもへの支援方法を考え、実践していくことが可能となるような保育園・幼稚園への巡回相談の手法を検討し、実施する。	【実施園数】 全園	○	センター主体ではなく、園が主体となって子どもへの支援方法を考え、実践していくことの重要性を園側に広めることができた。	→	引き続き、まずは園が主体となって気になる子を含めたクラス運営に取組み、より困難なケースについて、園からの要請に基づいてセンターが巡回相談を実施する。	こども発達支援センター
			7	児童発達支援事業	発達に懸念する保護者からの相談に応じて、必要な乳幼児に対し発達及び保育の支援を行う。	センターのサービスが、日常生活の生きる力に繋がるよう関係者と方向性を共有したなかで支援する。		○	センターのサービスが、日常生活の生きる力に繋がるよう関係者と方向性を共有したなかで支援を展開する。	療育登録児にかかる個別支援計画実施率	【個別支援計画作成割合】 100%	・発達に懸念する保護者からの相談に応じてともに、必要な乳幼児に対し発達及び保育の支援を行う。 ・園での指導方針と結びついたセンター個別支援計画を作成する。	【個別支援計画作成割合】 100%	○	園の指導方針と結びついた個別支援計画を作成し、園・センターで情報を共有しながら療育支援を実施することができた。	→	・発達に懸念する保護者からの相談に応じてともに、必要な乳幼児に対し発達及び保育の支援を行う。 ・園での指導方針と結びついたセンター個別支援計画を作成する。	こども発達支援センター
			8	上越市要保護児童対策地域協議会の運営	児童相談所、庁内関係課をはじめ、学校や警察などの関係機関が連携・情報共有を図り、要保護児童への適切な支援・指導を行う。	要保護児童等に対する支援の内容を検討し、要保護児童等の適切な保護又は支援を行うことで、児童の健全な育成を図る。		○	保護及び支援が必要な児童等について、要保護児童対策地域協議会において必要な情報共有がなされ、支援方針の確認と適切な指導・支援が行われている状態。	要保護児童対策地域協議会が管理するすべての要保護児童等について、年間を通じて重症判定基準に沿った支援・情報共有ができたかを評価する。	要保護児童対策地域協議会が管理するすべての要保護児童等について、関係機関との定期的な情報共有並びに支援方針の確認、必要な指導・支援を行った。	要保護児童対策地域協議会において、すべての要保護児童等について、関係機関との定期的な情報共有並びに支援方針の確認、必要な指導・支援を行った。	要保護児童対策地域協議会が管理するすべての要保護児童等について、関係機関との定期的な情報共有並びに支援方針の確認、必要な指導・支援を行った。	引き続き、関係機関、庁内関係課と情報共有を図ることができた。	→	要保護児童対策地域協議会において、すべての要保護児童等について、関係機関との定期的な情報共有並びに支援方針の確認を行うとともに、重症度の判定・見直しを定期的に行い、判定基準に基づいた支援・管理を行う。	すこやかなくらし包括支援センター	
			9	子育てSOS支援相談員	子育てSOS支援相談員が、家庭相談員とともに各種母子保健事業や子育てひろば等に参加し、育児相談から虐待の早期発見、対応、支援を行う。	発達に懸念した支援や、育児不安の軽減、虐待の予防・早期発見・対応により、母子の健康保持の増進を図る。			各種母子保健事業や子育てひろば等における育児相談から、虐待の早期発見・対応、支援に努めることができる。	子育てひろばでの相談実施状況	子育てSOS支援相談員が、家庭相談員とともに各種母子保健事業や子育てひろば等に参加し、育児相談から虐待の早期発見、対応、支援に努めた。	子育て支援相談員が、家庭相談員とともに各種母子保健事業や子育てひろば等に参加し、育児相談から虐待の早期発見、対応、支援に努めた。	子育て支援相談員が、家庭相談員とともに各種母子保健事業や子育てひろば等に参加し、育児相談から虐待の早期発見、対応、支援に努めた。	乳幼児健診や子育てひろばにおいて、適切に相談対応を行った。	→	子育て支援相談員が、家庭相談員とともに各種母子保健事業や子育てひろば等に参加し、育児相談から虐待の早期発見、対応、支援に努める。	健康づくり推進課	
			10	家庭相談員	家庭相談員を配置し、子育てに関する相談をはじめ情報提供などを行うことで虐待予防や早期発見に努め、併せて虐待を発見した場合には適切な対応を行う。	子育てに関する情報提供や相談を行うことで、子育てに関する不安の解消や負担感の軽減を図り、虐待予防や早期発見につなげる。また、虐待を発見した場合は、早期かつ適切に対応することで、児童の健全な育成を図る。		○	家庭相談員の資質向上により子育てに関する相談に適切に対応することで、虐待予防が図られているとともに、支援・指導が必要な家庭に対する適切な関わりにより、被虐待児童数が前年度よりも減少している状態。	被虐待児童数の前年比較	・相談員2名体制で、児童虐待や子育ての悩みに関する相談に応じた。 ・県内家庭児童相談員の研修会に参加するとともに、保育園及び関係課職員対象の研修会を開催した。	・相談員3名体制で、児童虐待や子育ての悩みに関する相談に応じた。 ・県内家庭児童相談員の研修会に参加するとともに、保育園及び関係課職員対象の研修会を開催した。	・家庭相談員3名体制を維持し、充実した支援体制を図る。 ・研修会への参加及び実施により、家庭相談員の資質向上を図られた。	→	・継続的に関わる要保護児童等の状態を定期的に確認し、必要な支援・指導を行う。 ・家庭相談員の資質向上を図るための研修を実施する。	すこやかなくらし包括支援センター		
			11	子育て関連施設における相談の実施	常時、子育てひろば等において、子育て相談に応じるほか、栄養士など専門職員による相談窓口を定期的に開催し、助言その他の援助を行う。	常時、子育て相談に応じるほか、栄養士など専門職員による相談窓口を開設することにより、子育ての不安感等を緩和し、安心して子育てができる環境づくりを推進する。			子育て関連施設において、相談窓口を開設し、子育ての不安感や孤立感が緩和されている状態。	子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査	・こどもセンターの催しや子育て支援サイトを活用し、事業を周知した。 ・子育ての不安感や孤立感を緩和するため、保護者からの相談に対する面談を100%実施した。	子育ての不安感や孤立感を緩和するため、保護者からの相談に対する面談を100%実施した。 ・こどもセンターの催しや子育て支援サイトを活用し、事業を周知した。	子育ての不安感や孤立感を緩和するため、保護者からの相談に対する面談を100%実施した。	地域の身近な場所で子育て相談に応じることで、子育ての不安感等の緩和につながることができた。	→	・子育ての不安感や孤立感を緩和するため、保護者からの相談に対する面談を100%実施する。 ・こどもセンターの催しや子育て支援サイトを活用し、事業を周知する。	保育課 こども課	

上越市子ども・子育て支援事業計画における個別事業の進捗管理表

【達成状況の凡例】
○：目標どおりに達成できた △：一部達成できなかった ×：達成できなかった

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	H31年度における目標		H27実績	H28年度				H29年度		担当課	
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何を、どのように評価するか)		目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	実績	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)			
			12	子育てひろば	乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。	地域において子育て親子の交流等を推進することにより、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する。	○	○	親子の交流や子育て相談、情報提供等を実施し、子育ての不安感や孤立感が緩和されている状態。 【事業への満足度】100%	利用者へのアンケート調査	・市の子育て支援情報の提供を行った。 ・常時、保護者からの相談に応じた。 ・チラシ等の設置や子育て支援サイトを活用し、事業を周知した。 ※アンケートを実施した結果、事業への満足度は98.7%であったことから、平成31年度の目標値は100%に設定する。	・市の子育て支援情報の提供を行う。 ・常時、保護者からの相談に応じる。 ・チラシ等の設置や子育て支援サイトを活用し、事業を周知する。	○	地域の身近な場所で子育てひろばを開設し、子育て支援情報の提供を行うとともに、常時、保護者からの相談に応じた。 ・チラシ等の設置や子育て支援サイトを活用し、事業を周知した。	○	地域の身近な場所で子育てひろばを開設し、子育ての相談に応じることで、子育ての不安感等の緩和につなげることができた。	→	・中学校区におおむね1か所の子育てひろばを開設し、親子の遊びの場や保護者同士の交流の場を提供するとともに、子育てについての相談、情報の提供、講座等を実施する。 ・チラシ等の設置や子育て支援サイトを活用し、事業を周知する。	こども課
			13	こどもセンター	児童とその保護者が相互の交流を行う場所を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。	地域において子育て親子の交流等を推進することにより、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する。	○	○	親子の交流や子育て相談、情報提供等を実施し、子育ての不安感や孤立感が緩和されている状態。 【事業への満足度】100%	利用者へのアンケート調査	・市の子育て支援情報や保育園、幼稚園、認定こども園の情報提供を行った。 ・母親、父親を対象とした子育てに関する講座を開催した。 ・常時、保護者からの相談に応じた。 ・チラシ等の設置や子育て支援サイトを活用し、事業の周知を行った。 ※アンケートを実施した結果、事業への満足度は96.1%であったことから、平成31年度の目標値は100%に設定する。	・市の子育て支援情報や保育園、幼稚園の情報提供を行う。 ・母親、父親、祖父母を対象に子育てに関する講座を開催する。 ・常時、保護者からの相談に応じる。 ・チラシ等の設置や子育て支援サイトを活用し、事業を周知する。	○	子育て支援等の情報提供や各種講座の開催、子育ての相談に応じることで、子育ての不安感等の緩和につなげることができた。	○	子育て支援等の情報提供や各種講座の開催、子育ての相談に応じることで、子育ての不安感等の緩和につなげることができた。	→	市民交流施設高田公園オーレンプラザに、年齢に応じて遊びや交流のできるスペースや一時預かり機能を備えた新たなこどもセンターを併設し、継続する市民プラザのこどもセンターとの連携を図りながら、子どもや保護者同士の交流を通じた、安心して子育てができる環境づくりを推進する。	こども課
			14	こどもセンター事業 ベビー健康プラザ	妊娠中の方及び6か月以上1歳未満の赤ちゃんとその保護者を対象に、子育て支援情報の提供、離乳食やおやつ、遊びについての講座、保護者同士の情報交換、助産師や栄養士による個別相談を実施する。	乳児を抱える保護者に、子育てに関する知識の普及を図る。			乳児を抱える保護者に、子育てに関する知識の普及が図られている状態。 【子育ての参考になったとした人の割合】100%	参加者アンケート	・子育て支援情報の提供、離乳食やおやつ、遊びについての講座を実施した。 ・保護者同士の情報交換の場を提供した。 ・助産師や栄養士による個別相談を実施した。 ※アンケートを実施した結果、子育ての参考になったとした人の割合は100%であったことから、平成31年度の目標は100%に設定する。	・子育て支援情報の提供、離乳食やおやつ、遊びについての講座を実施する。 ・保護者同士の情報交換の場を提供する。 ・助産師や栄養士による個別相談を実施する。	○	引き続き、乳児を抱える保護者に対し、子育てに関する知識の普及を図る。	○	引き続き、乳児を抱える保護者に対し、子育てに関する知識の普及を図る。	→	・子育て支援情報の提供、離乳食やおやつ、遊びについての講座を実施する。 ・保護者同士の情報交換の場を提供する。 ・助産師や栄養士による個別相談を実施する。	こども課
			15	子育てセミナー等の開催	こどもセンター及び子育てひろばにおいて、楽しく子育てができるよう、子育てに関する各種講座や体験学習、親子向けのイベント等を開催する。	親子、保護者及び子ども同士の交流やふれあいの場、子育てを通じて育まれることをお互いに考える機会を提供し、保護者の育児不安の解消と楽しく子育てができる環境づくりを推進する。			子育てに関する各種講座を実施し、子育ての不安感や孤立感が緩和されている状態。 【子育ての参考になったとした人の割合】100%	参加者アンケート	・子どもを預かることについての学習や体験の場を提供し、各種イベントで子どもを保育するボランティアを養成する講座(参加者数92人)と、13区に住む子育て世帯が参加しやすいように、蒲川原区、柿崎区、板倉区を会場に子育て応援講座(参加者数30人)を各1回実施した。	・初めて子育てする保護者を対象とした親支援講座を年1回(全4回の連続講座)実施する。 ・13区に住む子育て世帯が参加しやすいように、安塚区、三和区、大潟区を会場に各1回子育て応援講座を実施する。	○	初めて子育てする保護者を対象とした親支援講座(BP講座)を年1回(全4回の連続講座)実施した。 ・13区に住む子育て世帯が参加しやすいように、安塚区、三和区、大潟区を会場に各1回子育て応援講座を実施した。	○	定員を上回る申込みがあった講座があることから、定員や回数等を見直して実施する。	→	・初めて子育てする保護者を対象とした親支援講座(BP講座)を年4回(全4回の連続講座)実施する。 ・13区に住む子育て世帯が参加しやすいように、頸城区、中郷区、清里区を会場に各1回子育て応援講座を実施する。	こども課
	追		16	利用者支援事業	教育・保育施設や地域子ども、子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関と連絡調整等を実施する。	子ども及びその保護者、または妊娠している方が選択に基づき、教育・保育施設や地域の子ども支援事業等を円滑に利用できるような支援を行う。	○		子ども及びその保護者等が教育・保育施設や地域の子ども支援事業等を円滑に利用できる状態。 【利用者の相談に対して、必要な助言、連絡調整等ができた割合】100%	利用者の相談に対して、必要な助言、連絡調整等ができた割合	・利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報集約・提供、相談、利用支援等を実施した。 ・子育てに関する各種施設やサービスを紹介するハンドブックを作成し、転入や妊娠届の際に配布した。 ・市のホームページ及び子育て支援サイトに上記ハンドブックの電子版を掲載した。 ・8月に新制度の説明などの情報提供を行うセミナーを年1回実施した。 【利用者の相談に対して、必要な助言、連絡調整等ができた割合】100%	・利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報集約・提供、相談、利用支援等を実施する。 ・子育てに関する各種施設やサービスを紹介するハンドブックを作成し、転入や妊娠届の際に配布する。 ・保育園等の入園に関するセミナーを年2回開催する。	○	・転入手続きや妊娠届の際に、子育て情報ハンドブックを配布したことで、子育て情報入手しやすい環境を整えた。 ・セミナーについては、内容や回数等を見直して実施する。	○	・転入手続きや妊娠届の際に、子育て情報ハンドブックを配布したことで、子育て情報入手しやすい環境を整えた。 ・保育園等の入園に関するセミナーを年2回開催する。	→	・利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報集約・提供、相談、利用支援等を実施する。 ・子育てに関する各種施設やサービスを紹介するハンドブックを作成し、転入や妊娠届の際に配布する。 ・保育園等の入園に関するセミナーを年2回開催する。	こども課

上越市子ども・子育て支援事業計画における個別事業の進捗管理表

【達成状況の凡例】
 ○：目標どおりに達成できた △：一部達成できなかった ×：達成できなかった

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	H31年度における目標		H28年度	H29年度	担当課			
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何を、どのように評価するか)						
		縮	17	障害児日中一時支援	日中介護者がいないため、一時的に見守り等が必要な障害のある児童等に施設等で活動の場の提供などを行う。	日中介護者がいないため、一時的に見守り等が必要な障害のある児童等に活動の場を提供することで、自立生活及び社会参加を推進する。			障害児の日中一時支援に関しては、放課後等デイサービスの定員超過時の弾力的な運営を行っているが、今後は関係機関との連携を図りながら、放課後等デイサービスへの移行を進めていく。	—	指定放課後等デイサービス事業所の新規開設によって、日中一時支援の児童の利用が減少した。 22人	関係機関と連携を図りながら、放課後等デイサービスへの移行を進める。 放課後等デイサービス事業の利用増加による定員超過時に、支援が必要な児童の支援を実施した。 【実利用者数】 28人	○	原則は放課後等デイサービスによる支援を行うが、事業所による受け入れが困難な場合は、引き続き本事業による支援を行う。	福祉課	
			18	子育て支援情報の提供	ホームページ「上越市子育て応援ステーション」により、イベントの情報や各種制度等を見やすく掲載し、子育てに関する情報を発信する。	子育て中の人に対しホームページを活用して子育て情報を発信し、安心して子どもを育てることが出来る環境づくりを推進する。			子育て支援情報が充実され、多くの子育て世帯に利用されている状態。 【アクセス件数】 150,000件以上	アクセス件数	・利用者が得たい情報をスムーズに取得できるようホームページの一部改修を行った。 ・子育てに関する課等と連携し、各課のイベントや健診日程などを掲載した。 ・広報上越やこどもセンターの催しなどでホームページを周知した。 【アクセス件数】 146,315件	○	前年度よりアクセス件数が増加し、多くの子育て世帯に利用された。 【アクセス件数】 150,284件	○	・子育てに関する課等と連携し、各課のイベントや健診日程などを掲載する。 ・広報上越やこどもセンターの催しなどでホームページを周知し、利用者数の増加を図る。	こども課
			19	若竹寮管理運営事業	入所児童の養護及び自立のための援助を行う。	保護者のいない児童や虐待された児童、その他環境上養護を要する児童を養護し、併せて自立のための援助を行う。また、退所した者に対する相談や自立のための援助を行う。			入所児童に対し、年齢に応じた社会性を身に付けさせることにより、将来に向けた自立を図れる状態。 ・県指導監査 ・第三者評価及び自己評価	・日常生活の中で児童への安全・安心を確保するための指導及び施設の環境整備を行った。 ・地域行事に積極的に参加したほか、施設内行事を実施した。 ・高校3年生を対象とした家庭生活実習室での生活実習のほか、里親家庭での生活実習を行った。	・児童が安全で安心な生活を送るための支援・指導及び施設内外の環境整備を行う。 ・入所児童の健全育成や社会性を図るため、地域行事に参加するほか、施設内行事を行う。 ・自活を想定した生活実習を行う。	○	児童が日常生活の中でいろいろな体験を通して、自立、自活ができる力を養えるよう支援する。 ・県指導監査の受検(書面審査)	→	平成29年4月より指定管理者が業務を行うが、引き続き児童が安全で安心した生活を送るため支援・指導を行う。 ・入所児童の健全育成や社会性を図るため、地域行事に参加するほか、施設内行事を行う。 ・自活を想定した生活実習を行う。 ・第三者評価の実施。	こども課
		追・拡	20	放課後等デイサービス	就学している障害のある児童に対し、授業終了後または休日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を支援する。	就学している障害のある児童・ご家族の希望や状況に応じて生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を図る。			それぞれの放課後等デイサービス事業所の特性を活かしながら、引き続き利用者のニーズに沿ったサービス提供が行われている。	事業所との連携を図り、介護給付費の執行状況を確認。	指定放課後等デイサービス事業所の新規開設によって放課後等デイサービスの利用が増加した。 156人	自立支援協議会等を利用し、利用者のニーズの把握に努めるとともに、関係機関と連携を図りながら、サービスを必要とする方に対し、相談、申請を行いやすい体制整備を進める。	○	引き続き、障害のある児童の支援に向け、サービス周知等の支援を行う。 【実利用者数】 194人	福祉課	
2 ところからだが健やかに育つまちづくり																
1 地域ぐるみの子どもの健全育成の推進																
			1	児童館	子どもが安全に遊べる環境を提供する。	仲間づくりや自発的な活動を通して、児童が心身ともに健やかに成長する環境をつくる。			利用者が(子ども)が安全に遊び、学べる環境が提供されている状態。 【指導員の企画によるイベントの実施回数】 月1回	指導員の企画によるイベントの実施回数	・指導員を配置し、利用者が安全に遊べる環境を提供した。 ・指導員の企画によるイベントを月1回以上開催した。	・利用者が安全に遊べる環境を提供する。 ・指導員の企画によるイベントを月1回以上開催する。	○	利用者が安全に遊べる環境を提供することができた。	こども課	
			2	こどもの家	子どもが安全に遊べる環境を提供する。	子どもたちが健康増進及び情操を豊かに育つための環境を提供する。			町内会が自ら子どもの家運営している状態。	町内会が運営するこどもの家の数	・平成27年4月1日付でこどもの家条例を廃止し、33施設について建物を関係町内会へ譲渡した。 ・残る1施設は、平成28年4月1日付で関係町内会へ譲渡した。 ・管理員を配置し、子どもたちに安全・安心な遊び場を提供した。	管理員を配置して、子どもたちが安全で安心して遊べる環境を維持する。	○	旧こどもの家に管理員を配置して、子どもたちが安全で安心して遊べる環境を維持することができた。	こども課	

【達成状況の凡例】
 ○：目標どおりに達成できた △：一部達成できなかった ×：達成できなかった

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	H31年度における目標		H27実績	H28年度				H29年度	担当課	
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何を、どのように評価するか)		目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	実績	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)		
			3	図書館における読み聞かせ	子どもを対象に絵本の読み聞かせや紙芝居の上演などを実施し、お話しに親しんでもらうことにより、幼少時からの読書普及の動機付けをする。	子どもが本と触れ合う機会を提供することにより、読書活動の推進及び普及の啓発を図る。			ボランティアとの協働により、各館の読み聞かせ会、あるいはそれに類似した催し物の実施体制を維持する。	図書館および分館、分室において実施した読み聞かせ会等の催し物の実施回数。	【開催回数】 421回	■おはなし会等の運営 各館で定期的に絵本の読み聞かせ会を実施。職員のほか、読み聞かせボランティア団体との協働で運営する。	【開催回数】 314回	○	ボランティア団体との協力により、各施設において、定期的な読み聞かせの会等を実施する事ができた。また、単発の企画による催し物も多くの参加者を得る事ができた。	→	■おはなし会等の運営 各館で定期的に絵本の読み聞かせ会を実施。職員のほか、読み聞かせボランティア団体との協働で運営する。 【開催目標回数】 320回	高田図書館
			4	図書館における子ども向け図書資料の充実	子どもの自主的な読書活動が推進できるよう、子どもの成長、発達段階、興味に合わせた資料の充実に努める。	子どもの読書活動推進のため、その基となる資料の充実を図る。			継続的に児童向け資料の収集を行う。	図書館および分館、分室における児童向け資料の蔵書冊数。	【図書館の児童書蔵書冊数】 126652冊 (分館+ティーンズ含む)	■児童向け資料の購入 子ども読書活動の推進のため、児童向け資料の充実を図る。	【児童書蔵書冊数】 134,146冊	○	計画通りに新刊の収集を進める事が出来た。今後は、古い資料の除籍も合わせて行ない、棚の活性化を図っていきたい。	→	■児童向け資料の購入 子ども読書活動の推進のため、児童向け資料の充実を図る。 【図書館の児童書蔵書冊数】 135,000冊	高田図書館
			5	ボランティアだよりキッズの作成・配布	子どもたちの社会参加の意欲を高めるため、ボランティアに関する情報を提供する。	子どもたちの社会参加意欲を向上させるとともに、自ら責任を持って行動するというボランティア本来の意義の浸透を図る。		○	子どもの社会参加意欲を向上させるとともに、自ら責任を持って行動するというボランティア本来の意義の浸透が図られている状態。	NPOボランティアセンターでの情報収集など	「ボランティアだよりキッズ」を見て参加した小・中学生は、参加者の40%であり、チラシの配布により参加者が増え、ボランティアの体験に寄与した。	ボランティアだよりキッズの活動情報を検討しながら、多くの小・中学生がボランティアを通じて社会参加を促せるような情報を掲載・発信する。	ボランティアだよりキッズを見て参加した小・中学生は、参加者121人の内29人であり、チラシの配布により参加者が増え、ボランティアの体験に寄与した。	○	ボランティアだよりキッズの掲載情報が例年似かよった内容が多かったため、清掃ボランティアを初めて掲載した。来年度も引き続き、小・中学生が興味を持つ体験ボランティアの情報収集・発信を行っていく。	→	ボランティアだよりキッズの掲載情報を引き続き検討しながら、より多くの小・中学生のボランティア活動を通じた社会参加を促せるような情報を掲載・発信していく。	共生まちづくり課
			6	謙信KIDSプロジェクト	各種体験活動を通して、児童・生徒の育成を図る。	体験活動への参加を通じて、様々なことに興味を持つ児童・生徒を育成する。(成人者に対して実施している自発的に行動できる人材の育成事業への参加につなげていく。)		○	各種体験活動へ積極的に参加する状態。	・定員に対する申込率 ・事業終了後の自己達成度(参加者アンケートにより把握)	・定員に対する申込率 ≒149%(申込人数860人/定員575人) ・アンケート回答者のうち、自己目標達成度98%(自分で立てためあてを「できた」「だいたいできた」と回答した参加者の割合) ・講座に参加した満足度91%(参加して「とても楽しかった」と回答した参加者の割合)	講座で取り上げる上越市の特色についての理解度やほかの活動への興味などを講座終了後のアンケート項目に追加する。	・定員に対する申込率 ≒196%(申込人数1,130人/定員575人) ・アンケート回答者のうち、自己目標達成度99%、講座に参加した満足度92% ・アンケート新規設定項目のほかの活動への興味度95%(積極参加39%、興味あるものへの参加56%)、上越市の特色への理解度67%	○	地域の特色について、より深く理解できるような学びの機会を提供できるよう取組を継続する。	→	各講座において、上越市との関係性をより強調できるような内容を検討して実施する。	社会教育課
			7	上越緑の少年団	子どもたちの社会への愛情と豊かな心を育むため、自然や緑を愛し、守り育てる活動を行う。	自然の中で緑を愛し、守り育てる活動を通じて、子どもたちが社会への愛情を持ち、心豊かな人間となるように育成することを目的とする。			子どもたちの自然や緑に対する意識の高揚が図られ、活動が充実されている状態。	団員を対象とした活動のふりかえりシートで子どもたちの理解度を確認するとともに、保護者から活動に対する意見を聞いた上で活動内容が適正であるか評価する。	緑の募金や、植樹、間伐体験、分区分林での遊具作りなど様々な活動を通して自然を愛し、守り育てる活動を行った。	緑の少年団に補助金を交付し、子どもたちの自然や緑に対する意識の向上を図り、また緑を守り育てる活動を支援していく。	○	植樹や間伐体験、森林散策などを通して自然に親しみ、守り育てる活動を行った。 【団員アンケート】 ○どんな力が向上したか(多かったもの) ・緑や自然への興味関心 ・協力することの大切さ ・危険なことや事故(けが等)から身を守る力	→	緑を守り育てる活動を通して、子どもたちの自然や緑に対する意識の向上を図り、豊かな心を育むことを支援する。	農林水産整備課	
			8	少年スポーツ活動育成事業	スポーツを通じた青少年の健全育成を行う団体の活動を支援する。	多種多様なスポーツ活動と団体の自主活動を支援し、青少年のスポーツへの関心を高めるとともに、体力の増進と運動習慣の定着を図る。			上越市体育協会ジュニアスポーツクラブ、スポーツ少年団及び各区団体の活動種目数が維持されている状態。	事業の紹介・参加者募集により情報提供し、団体数を把握する。	広報上越を通じた参加者の募集などにより、団体の活動を支援した。 【活動種目数】 23種目73団体 【広報上越等掲載件数】 14件	スポーツを通じた青少年の健全育成を行う団体の活動を支援するため、補助金の支出や広報上越への掲載を行う。	広報上越を通じた参加者の募集などにより、団体の活動を支援した。 【活動種目数】 23種目71団体 【広報上越等掲載件数】 15件 【財政支援】 3,085千円	○	スポーツ団体の活動を支援するため、補助金の交付や広報上越への掲載を継続して行う。	→	スポーツを通じた青少年の健全育成を行う団体の活動を支援するため、補助金の交付や広報上越への掲載を行う。	体育課

【達成状況の凡例】
 ○：目標どおりに達成できた △：一部達成できなかった ×：達成できなかった

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	H31年度における目標		H27実績	H28年度				H29年度		担当課
									（何を、どのような状態又は数値にしたいか）	目標の評価方法（何を、どのように評価するか）		目標達成に向けた実施内容（何を・どうするか）	実績	達成状況（目標に対する到達度）	評価・分析等（来年度に向けたアプローチ）	目標達成に向けた実施内容（何を・どうするか）		
		拡	9	放課後児童クラブ	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。	共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室等を利用して放課後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。	○		アンケート調査等により利用人数を把握し、学校内の余裕教室等を活用し、受入枠が確保されている状態。	各児童クラブの利用児童数と専用区画の面積の把握をする。	・小学校の改築等と併せ、児童クラブ室の整備を行い環境改善を図った。 ・小学校との協議により、学校内の余裕教室に移転開設した。(3校)	アンケート調査等により利用人数を把握し、学校内の余裕教室等を活用し受入枠の確保を行う。	・学校外で開設している児童クラブのうち三和放課後児童クラブについて、区内3小学校及び委託先との協議の結果、H29年度当初からの学校内への移転開設に向けた調整が整った。 ・新年度利用希望調査の結果、通年利用者が増加することが見込まれる小学校との協議を行い、空き教室又は代替場所等の調整を図った(2か所)。	○	全ての学区に1か所以上の放課後児童クラブが開設される体制が整った(H28:49か所→H29:51か所)	→	学校外で開設している放課後児童クラブの実態を調査、把握し、児童の移動時の安全確保のため、余裕教室が確保ができる所から学校内への移転開設について小学校と協議を行う。	学校教育課
		追	10	学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)の推進	市立の全小・中学校をコミュニティ・スクールに指定し、校長、教職員、保護者、地域住民、学識経験者などで構成する「学校運営協議会」を設置する。協議会では、学校運営の基本方針の承認、教育活動に関する意見交換、学校評価などを行い、地域とともにある学校づくりを進める。	コミュニティ・スクールに関する研修と情報交換会を実施し、学校運営協議会の充実を図る。	○		コミュニティ・スクールに関する研修と情報交換会を実施し、学校運営協議会の充実が図られている。	学校への調査	12/21に学校運営協議会代表者懇談会を開催した。小中一貫教育の視点を踏まえた実践発表の後、校種や学校規模を考慮したグループ別に分かれ、情報交換を行った。	ファシリテーションなど、学校運営協議会での「熟議」の充実を図る研修を設定するとともに、小中連携、一貫教育の視点から、コミュニティ・スクールの在り方について、研修や情報交換を進めながら明らかにしていく。	10月13日に学校運営協議会代表者懇談会を開催した。「地域とともにある学校～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進に向けて」という演題で講演を聴講し、学校・地域間の連携の在り方について改めて考えた。その後、講演内容も踏まえながら、各校での実態について、グループ別に情報交換・協議を行った。	○	コミュニティ・スクール導入5年間の成果と課題について、情報交換・協議を行うことで、明らかにすることができた。	→	ファシリテーションなど、学校運営協議会での「熟議」の充実を図る研修を設定するとともに、家庭教育支援や、社会に開かれた教育課程、小中連携、一貫教育等の視点から、コミュニティ・スクールの在り方について、研修や情報交換を進めながら明らかにしていく。	学校教育課
			11	地域青少年育成会議	地域青少年育成会議を中心とした地域ぐるみによる青少年の健全育成を図る。	「地域の子どもは地域が育てる」ことに資する活動を通して、地域の教育力の向上を図る。	○		コーディネーターの資質向上の研修が、行政主導の内容から、コーディネーターの発意による内容に変わっている状態。	コーディネーターの発意による研修実施回数	計画どおり年4回研修会(うち自主的開催2回)を実施した。	コーディネーターの資質向上のため、引き続き研修会(自主開催を含む。)を実施する。	○	自主的に開催するノウハウの習得も含め、コーディネーターの資質向上に向け、取組を継続する。	→	コーディネーターの資質向上のため、引き続き研修会(自主開催を含む。)を実施する。	社会教育課	
		追	12	子どもリーダー育成事業補助金	単位子ども会や地区子ども会連絡協議会等が行う子どものリーダー育成に向けた取組を支援する。	地域における様々な体験活動を通じた青少年のリーダー育成の推進を図る。			子ども会の実態を把握し、子ども会への最適な支援が確立されている状態。	子ども会において様々な体験活動を通して、子どもたちのリーダーとしての資質が育成されていることを確認する。		子ども会の実態把握、補助金の交付及び効果の検証を実施するとともに、今後の方針を検討・整理する。	子ども会の実態把握に向け全町内会宛へアンケート調査を行ったが、回答率が26.3%であった。 また、「子どもリーダー育成事業補助金」の交付確定額は332千円であり、予算額(940千円)の35.3%に止まった。	△	子ども会の実態把握は、回答を得やすいように調査項目を改善する必要がある。 補助金は、利用による効果は認められることから、より一層の周知を図りながら引き続き子ども会への支援を継続する。	→	子ども会の実態把握については、回答者の負担を減らし回答率を高めるよう調査項目を見直すなど改善を図りながら、次回調査の実施について検討する。 「子どもリーダー育成事業補助金」は、制度利用の普及・啓発に向けた取組(活動事例集やQ&Aの作成と公表)をより一層行うとともに、募集期間の延長等の申請者の事務負担軽減を図っていく。	社会教育課
2 学校教育環境の充実																		
			1	外国語指導助手による語学指導事業(ALT活用事業)	子どもたちに豊かな国際感覚を身につけるため、すべての小中学校に外国語指導助手(ALT)を配置し、定期的に語学指導を実施する。	英語によりコミュニケーションを図ろうとする児童生徒の態度や能力の育成を図る。			すべての児童生徒が、ALTとの外国語活動や英語授業に積極的に取り組むようにする。	各小中学校にアンケートを実施する。	・ALT19名にそれぞれ担当校を決め、小学校52校、中学校22校すべてにおいて語学指導を実施した。 ・夏季休業中に、希望する市内中学生52名に対し、イングリッシュ・キャンプを実施した。	ALTを市立小中学校に訪問させ、小学校外国語活動及び中学校英語授業などにおいて日本人教師の指導のもと、児童生徒に語学指導を行うとともに、夏季休業中にイングリッシュ・キャンプを開催し、希望する中学生に対し語学指導を行う。	○	全小中学校にアンケートを実施し、その結果から現状と課題を明確にし、次年度の取り組みの重点化を図った。	→	ALTを市立小中学校に訪問させ、小学校外国語活動及び中学校英語授業などにおいて日本人教師の指導のもと、児童生徒に語学指導を行うとともに、夏季休業中にイングリッシュ・キャンプを開催し、希望する中学生に対し語学指導を行う。	学校教育課	

上越市子ども・子育て支援事業計画における個別事業の進捗管理表

【達成状況の凡例】
 ○：目標どおりに達成できた △：一部達成できなかった ×：達成できなかった

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	H31年度における目標		H27実績	H28年度				H29年度		担当課
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何を、どのように評価するか)		目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	実績	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)		
			2	学習情報指導員の配置	各学校を巡回し、情報教育環境の整備や職員へのサポート等を行い、学校での情報教育を支援する。	市費で整備したICT機器を教職員が有効活用し、児童生徒の情報活用能力を育むことができるように、教職員のICT機器の活用を支援する。			情報機器の積極的な活用を通して、児童生徒の情報活用能力を育むことができるように、教職員のICT活用指導能力を90%以上にする。	文部科学省が行っている教員のICT活用指導力等の実態調査において「授業中にICTを活用して指導する能力」の割合を確認する。	【授業中にICTを活用して指導する能力】 94.6%(平成26年3月調査結果)	教職員のICT活用指導能力90%以上を維持できるよう、教職員への研修支援を行うとともに、ICT機器を安定して活用できるように保守及び管理支援を行っていく。	・学校への巡回訪問を行い授業準備支援・研修支援・保守などを行った。 【授業中にICTを活用して指導する力】 小学校97.4%、中学校95.3%、平均96.3%(平成28年3月実施調査5月結果報告)	○	教職員のICT活用指導能力は、引き続き高い状態となっており、学習情報指導員の配置効果が出ているものと考えられる。	→	教職員のICT活用指導能力90%以上を維持できるよう、教職員への研修支援を行うとともに、ICT機器を安定して活用できるように保守及び管理支援を行っていく。	学校教育課
			3	教育補助員の配置	通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒を指導・支援するため、児童・生徒の状況や学校の支援体制を考慮して、教育補助員を配置する。	児童生徒の教育的ニーズに応じた指導・支援やチーム・ティーチングを行えるようにする。			教育補助員を配置することにより、児童・生徒の教育的ニーズに応じた個別の支援やチーム・ティーチングを行えるようにする。	巡回相談活用調査により、特別な支援を必要とする児童・生徒の指導に効果があったと自己評価する学校が、対前年度の割合を上回る。	・教育補助員を71名配置。 ・教育補助員研修を年2回実施。 ・効果が「あった」「どちらかというとあった」と回答する学校が、74校中74校(100%)。	・発達障害だけでなく、取り出しの指導にも対応した研修内容の改善を行う。 ・学校の必要性や配置効果を検証し、人員の維持を図る。	・教育補助員を74人配置した。 ・教育補助員を対象とした研修会を2回実施した。 ・巡回相談活用調査により、特別な支援を必要とする児童・生徒の指導に効果があったと自己評価する学校が、74校中74校(100%)であった。	○	・継続して)研修会を実施し、教育補助員の資質の向上を図る。	→	・継続して教育補助員の研修会を年2回実施する。	学校教育課
			4	特別支援教育巡回相談事業	発達障害等のある児童・生徒がいる学校へ定期的に巡回相談を行い、支援体制の充実を図る。	発達障害等のある児童・生徒の特性に応じた支援や校内支援体制づくりを行う。			校内支援体制を整え、指導方法を工夫することにより、児童・生徒の教育的ニーズに応じた支援を提供できるようにする。	巡回相談活用調査により、特別な支援を必要とする児童・生徒の指導に効果があったと自己評価する学校が、対前年度の割合を上回る。	・巡回相談員を対象に、年3回の全体会と年4回の研修会を実施。 ・効果が「あった」「どちらかというとあった」と回答する学校が、74校中74校(100%)。	・実際の相談に対応するための具体的なケースを扱った研修会を開催する。 ・最近の特別支援教育の動向(インクルーシブ・合理的配慮等)について学ぶ機会を設定する。 ・コーディネーター研修等の機会を利用し、巡回相談事業の理解・啓発を図る。	・巡回相談員を対象とした研修会を年5回実施した。 ・巡回相談活用調査により、効果があったと回答した学校が、100%であった。	○	・継続して)研修会を実施し、巡回相談員の資質の向上を図る。	→	・継続して巡回相談員の研修会を年5回実施する。	学校教育課
			5	教育相談事業(相談支援体制の整備)	いじめや不登校などで悩んでいる児童生徒や保護者、対応に苦慮している教職員の相談等に対する助言等を通じて問題の早期解決に向けて支援する。	いじめや不登校、生徒指導上の問題等について、児童生徒や保護者、教職員に対して相談を行い、早期解決を図る。			【相談事業の紹介・広報回数】 15回以上 【苦情件数】 0件	・相談事業の紹介・広報回数 ・教育相談についての苦情件数	【相談事業の紹介・広報回数】 17回 【苦情件数】 0件	・相談事業の効果的な紹介や広報を行うため、時期や内容等を工夫する。 ・相談員のカウンセリングに関する資質や技能を高めるため、研修講師の人選や研修内容をさらに工夫する。	【相談事業の紹介・広報回数】 20回 【苦情件数】 0件	○	・これまでの紹介や広報に加え、子どもほっとラインの24時間開設に伴い、報道機関等を通じたPRを積極的に行う。 ・今年度の研修成果をもとに、相談員相互の情報交換の機会を増やし、資質や技能を一層高める。	→	・子どもほっとラインの24時間開設に伴い、相談事業のこれまでの紹介や広報に加え、報道機関等を通じたPRを積極的に行う。 ・研修講師の人選や研修内容をさらに工夫するとともに、研修成果をもとに相談員相互の情報交換の機会を増やし、相談員のカウンセリングに関する資質や技能を高める。	学校教育課
			6	教育相談事業(教職員の研修の充実)	教育相談や学級経営に活用できる研修内容を計画し、教職員の指導力の向上を図り、学校が抱えている生徒指導等の課題解決に向けて支援する。	カウンセリングや教育相談等の研修を行い、教職員の教育相談や学級経営等の力量を高める。			【開催講座数】 6回以上 【受講満足度】 90%以上	・開催講座数 ・受講満足度	【開催講座数】 7回 【受講者満足度】 99.7%	教職員のニーズに応じたカウンセリング研修会を夏期と冬期の休業中に、それぞれ3日間、合計6日間開催する。	【開催講座数】 6回 【受講者満足度】 99.2%	○	・教職員のニーズに応じた研修を実施するとともに、講師の選定を工夫する。	→	・教職員のニーズに応じるとともに、講師の選定を工夫したカウンセリング研修会を夏期と冬期の休業中に、それぞれ3日間、合計6日間開催する。	学校教育課
			7	不登校児童生徒適応指導教室	不登校児童生徒に個別指導や体験活動などを行いながら、自立心と集団生活への適応能力を高め、学校復帰ができるよう支援する。また、必要に応じて訪問指導を行う。	不登校児童生徒に対し、個別指導や体験活動、教育相談などを行い、自立心と集団生活への適応能力を高め、学校復帰や希望する進路を実現する。		○	【適応指導教室の開設数】 2か所以上 【指導員数】 4人以上	・適応指導教室の開設数 ・指導員数	【適応指導教室の開設数】 2か所 【指導員数】 4人 【在籍している児童生徒数】 31人	不登校児童生徒への適応指導を適切に行うとともに、校長、学級担任、保護者等との情報交換を緊密に行う。	【適応指導教室の開設数】 2か所 【指導員数】 4人 【在籍している児童生徒数】 22人	○	・不登校児童生徒への適応指導を適切に行うとともに、校長、学級担任、保護者等との情報交換を緊密に行う。	→	・保護者や校長、学級担任等と連絡の機会を増やし、そこで得た情報等を児童生徒への働きかけに生かす。 ・通室する児童生徒や保護者に寄り添った相談やきめ細やかな指導・支援を行い、自己効力感や自信を高め、集団への適応能力の向上につながるようにする。	学校教育課
			8	やすづか学園(やすづか学園運営費補助事業)	自然と地域の中での生活・学習を通して、子どもたちが傷ついた心を癒し、自信を取り戻して自立できるよう支援する。	不登校などで悩みや不安を抱える児童・生徒がいきいきと学園生活を送ることができ、自信を取り戻せるよう支援を図る。			不登校などで悩みや不安を抱える児童・生徒がいきいきと学園生活を送ることができ、自信を取り戻せるよう支援されている。	学園の継続(事業の継続)をもって評価する。	在籍児童・生徒10人がいきいきと学園生活を送ることができるよう支援した。2人が修学し、希望する進路に進むことができた。	・就学を希望する市内の児童生徒への支援を図るとともに、学園の収支状況を把握し経営環境の改善を進める。 ・国のフリースクールに対する支援の動向を踏まえながら、教育委員会とともによりよい運営体制を探る。	在籍児童生徒10人がいきいきと学園生活を送ることができるよう支援した。2人が修学し、希望する進路に進むことができた。	○	・運営費補助金を適正に交付することで、学園運営の支援を行う。また、就学する市内児童生徒に対し、教育委員会が補助金交付による就学支援を行う。	→	・教育委員会と連携し、就学を希望する市内の児童生徒への支援を図るとともに、学園の収支状況を把握し経営環境の改善を進める。 ・国のフリースクールに対する支援の動向を踏まえながら、教育委員会とともによりよい運営体制を探る。	福祉課

上越市子ども・子育て支援事業計画における個別事業の進捗管理表

【達成状況の凡例】
○：目標どおりに達成できた △：一部達成できなかった ×：達成できなかった

資料3

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	H31年度における目標		H27実績	H28年度				H29年度		担当課
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何を、どのように評価するか)		目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	実績	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)		
			9	学校施設整備事業(施設の耐震化)	旧耐震基準で建設された校舎の安全性を確保するため耐震診断・設計、補強工事を行い、耐震化を図る。	旧耐震基準で建設された校舎の安全性を確保するため、耐震診断・設計、補強工事を行い、耐震化を図る。			耐震性のない建物について耐震補強工事を行い、平成27年度末までに耐震化率100%とする。	耐震化計画に基づき、H27年度末までに残る11棟の耐震補強が完了していること。	小学校3校6棟、中学校3校3棟の工事を完了し、平成27年度末における耐震化率は100%となった。	事業終了						教育総務課
			10	学校施設整備事業(給食室の整備)	「学校給食衛生管理の基準」に適合した衛生的な調理環境を整備し、安全でおいしい給食を提供できる施設・設備の充実を図る。	「学校給食衛生管理の基準」に適合した衛生的な調理環境を整備し、安全でおいしい給食を提供できる施設・設備の充実を図る。			老朽化した給食施設の改修に合わせて、ドライ化の推進及び設備の更新が行われている。	学校等施設整備計画に基づき、給食室改修工事の年度ごとの進捗管理によって判断	給食室改修工事実施設計：小学校3校、中学校1校 給食室改修工事：小学校1校、中学校3校	安全・安心な給食を提供するため給食施設的环境整備を図る。 改修設計：小学校4校、中学校1校 改修工事：小学校2校、中学校1校	○	当初計画どおり事業を完了し、給食施設的环境整備を進めることができた。			安全・安心な給食を提供するため給食施設的环境整備を図る。 改修設計：小学校1校 改修工事：小学校2校、中学校1校	教育総務課
			11	教育用コンピュータ設置事業	文部科学省の整備基準に準じて、情報機器を活用できる学習環境を整備する。	情報機器を授業で有効活用することを通して、児童生徒の情報活用能力を育むことができるよう、学習環境を整備する。			【電子情報ボードまたはインタラクティブ機能付きプロジェクト整備率】70% 【コンピュータ室のコンピュータをタブレットPCのような移動可能なPCにしている学校の割合】92%	・整備状況の割合	【電子情報ボードまたはインタラクティブ機能付きプロジェクト整備率】47.5% 【コンピュータ室のコンピュータをタブレットPCのような移動可能なPCにしている学校の割合】18%	文部科学省の整備基準に準じて、情報機器を活用できる学習環境の整備を継続して進めていく。	○	インラクティブ機能付きプロジェクトの整備を進め、情報機器を活用できる学習環境整備を図っていく。			・文部科学省の整備基準に準じて、情報機器を活用できる学習環境の整備を継続して進めていく。	学校教育課
		追	12	学校施設整備事業(施設の改修)	学習形態の多様化に対応した教育施設を整備するとともに、経年劣化した施設及び設備を改善し、児童・生徒の安全・安心の確保及び快適な学習環境を整備する。	学習形態の多様化に対応した教育施設を整備するとともに、経年劣化した施設及び設備を改善し、児童・生徒の安全・安心の確保及び快適な学習環境を整備する。			快適で安全・安心な学習環境を整備するため、学校等施設整備計画に基づき経年劣化した施設・設備の改修工事が計画的に実施されている。	学校等施設整備計画に基づき、大規模改修工事の年度ごとの進捗管理によって判断	大規模改修工事実施設計：小学校1校、中学校5校 大規模改修工事：小学校6校、中学校4校	経年劣化した施設・設備の改善を図り、安全・安心の確保及び快適な学習環境の整備を図る。 改修設計：小学校8校、中学校3校 改修工事：小学校6校、中学校4校 繰越工事：小学校4校、中学校1校	△	平成28年度当初で計画していた工事のうち小学校2校、中学校3校について、交付金の採択が得られたことから、平成29年度に繰越し工事を実施する。		経年劣化した施設・設備の改善を図り、安全・安心の確保及び快適な学習環境の整備を図る。 改修設計：小学校3校、中学校4校 平成28年度からの繰越工事：小学校6校、中学校8校	教育総務課	
		追	13	介護員の配置	特別支援学級設置校で、特に介護を必要とする児童・生徒が在籍する学校に、介護員を配置するとともに適切な対応が行えるよう研修を行い、専門性の向上を図る。	特別支援学級設置校で特に介護を必要とする児童・生徒が在籍する学校に、介護員・看護師を配置するとともに適切な対応が行えるよう研修を行い、専門性の向上を図る。			特別支援学級設置校で特に介護を必要とする児童・生徒が在籍する学校に、介護員・看護師を配置するとともに適切な対応が行えるよう研修を行い、専門性を向上させる。	特別支援学級設置校で特に介護を必要とする児童・生徒が在籍する学校に、介護員・看護師を配置できたか、適切な対応が行えたか判断する。	・特別支援学級設置校で特に介護を必要とする児童・生徒が在籍する学校に、介護員・看護師を配置し、適切な対応が行えるよう研修を実施した。 ・介護員76人、看護師1人を配置した。	・特別支援学級設置校で特に介護を必要とする児童・生徒が在籍する学校に、介護員・看護師を配置するとともに適切な対応が行えるよう研修を実施する。 ・介護員76人、看護師2人を配置する。	○	・特別支援学級設置校で、特に介護を必要とする児童・生徒が在籍する学校に対し、介護員76人・学校看護師2人を配置した。 ・介護員・学校看護師が適切な対応が行えるよう研修を年2回実施した。		・特別支援学級設置校で、特に介護を必要とする児童・生徒が在籍する学校に対し、介護員・学校看護師を配置し、適切な対応を継続して実施する。	学校教育課	
		追	14	LD(学習障害)指導員の配置	学習障害の指導ができる教員を配置し、個の認知特性に合わせた学習面の指導ができるようにする。児童・生徒が自校で指導を受けられるように、教員が巡回指導を行う。	個の認知特性に合わせた学習面の指導を行う。			・LD指導員を小学校に4名、中学校に2名を配置する。 ・本務校と巡回指導校を合わせて90人程度の児童・生徒が、週2～3時間の指導を受けられるようにする。	・LD通級指導教室に90人程度の児童生徒が在籍し、週2～3時間の指導を受ける。 ・指導している児童・生徒に、学習面における意欲の向上や困難の改善が見られる児童生徒の割合が9割以上。	・LD通級指導教室に本務校及び巡回指導校を合わせて53名の児童が指導を受けた。 ・「漢字の書き取りに対する意欲が高まってきた」「計算の手順を覚え、計算ミスが少なくなってきた」など、LD指導の効果が少しずつ表れてきた。	・LD指導員研修会を年4回実施。 ・LD指導員情報交換会を年4回実施。	○	・継続して研修会や情報交換会を実施し、LD指導員の資力の向上を図る。		・継続して研修会や情報交換会を実施する。	学校教育課	
		追・拡	15	就学支援の実施	就学支援調査部会で市内の幼稚園、保育園及び小学校を訪問し、参観と客観的検査を実施し、調査票を作成する。その調査票に基づき、就学支援委員会において具体的な支援方策等を審議し、その結果を保護者や関係職員に提言し、就学を支援する。	早期からの相談が可能になるように就学相談の体制を整備し、参観と客観的検査の提供や関係機関との連携を図る。			早期からの相談が可能になるように就学相談の体制を整備し、参観と客観的検査の提供や関係機関との連携を図る。	福祉部との連携の下、相談が必要な幼児の保護者に情報提供ができた割合	・子ども発達支援センターに就学アドバイザー(非常勤)を2名置き、早期からの相談の充実を図る。 ・相談員のスキルアップのために、検査や面談等の研修会を実施した。 ・園やセンターに就学相談の内容や方法を周知するための説明会を実施した。	・センターに就学アドバイザー(非常勤)を2名置き、早期からの相談の充実を図る。 ・相談員のスキルアップのために、検査や面談等の研修会を実施した。 ・園やセンターに就学相談の内容や方法を周知するための説明会を実施した。	○	・継続して就学アドバイザーを配置し、教育と福祉の連携体制と調え、相談や保護者への情報提供と計画的に実施する。		・継続して就学アドバイザーを子ども発達支援センターに配置し、教育と福祉の連携体制と調え、相談や保護者への情報提供と計画的に実施する。	学校教育課	

上越市子ども・子育て支援事業計画における個別事業の進捗管理表

【達成状況の凡例】
 ○：目標どおりに達成できた △：一部達成できなかった ×：達成できなかった

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	H31年度における目標		H28実績	H28年度				H29年度	担当課
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何を、どのように評価するか)		目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	実績	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	
		追	16	生徒指導支援員の配置	生徒指導上の問題がある生徒へのきめ細かな対応を図るため、生徒指導支援員を配置する。	年々、就学相談をうける子ども数が増加している(新入学児童の約25パーセント)ことから、生徒指導支援員の必要性が高まること予想される。そのような児童生徒に対し、きめ細やかな指導を行うために生徒指導支援員を小学校に4名配置する。中学校は従来通り(6名)			年々、就学相談をうける子ども数が増加している(新入学児童の約25パーセント)ことから、生徒指導支援員の必要性が高まること予想される。生徒指導支援員を小学校に4名配置する。中学校は従来通り(6名)	配置によって効果があると評価する学校の割合	・配置校6校中6校が、生徒指導支援員の配置によって、生徒指導上の諸問題や不登校対応の課題解決に向けて効果があつたと回答している。 ・年2回生徒指導支援員の研修会を設け、生徒指導対応についての資質向上を図る講義や支援員同士の情報交換によって活用の仕方のレベル向上を図っている。	・年2回生徒指導支援員研修会を実施し、資質の向上を図った。 ・2回目の研修会ではすこやかなくらし支援室の心理士を講師に招き、発達障害を持つ生徒への対応方法について学ぶことができた。 ・配置校6校中6校が、生徒指導支援員の配置によって、各学校の課題解決に効果があつたと回答している。	○	・生徒指導支援員のニーズに合った研修会を行い、資質の向上を図る。	→	・生徒指導支援員の資質向上のため、年2回の研修会を実施する。 ・各中学校の管理職と連携し、生徒指導支援員の効果的な活用を図る。	学校教育課
		追	17	学校配置の適正化	「過大規模校」「複式学級編制校」「隣接学区」「複数中学校への進学」の視点から、全市的に学校の適正配置の在り方を検討する。	児童生徒数の推移や学校の現状と課題、保護者や地域の意向を踏まえ、子どもにとってよりよい教育環境を整備するため、学校の適正配置を図る。			児童生徒数の推移や学校の現状と課題、保護者や地域の意向を踏まえ、子どもにとってよりよい教育環境を整備するため、学校の適正配置を進めている状態。	学校の適正配置基準を踏まえ、学校の現状と課題、保護者や地域の意向を尊重しながら適正配置に向けた協議が進められている状況により判断する。	・春日新田小の一部と小猿屋小の統合校設置について、「有田地区小学校統合実行委員会」を立ち上げ、開校に向けた具体的な協議を進めるとともに、校名を決定した。 ・浦川原区3小学校の統合校設置について、「浦川原区小学校統合実行委員会」を立ち上げ、開校に向けた具体的な協議を進めるとともに、校章・校歌を策定した。	・(仮称)有田小学校の設置について、統合実行委員会を中心に開校に向けた具体的な協議を進める。 ・浦川原小学校の設置について、統合実行委員会を中心に開校に向けた具体的な協議を進める。 ・「学校適正配置審議会」を開催し、当市の学校適正配置の方向性を審議する。	○	・適正配置に向けて具体的に取組んでいる2つの案件については、計画どおり進捗している。 ・小規模校への対応など今後の課題について整理する必要がある。	→	・有田小学校の設置について、統合実行委員会を中心に開校に向けた具体的な協議を進める。 ・「学校適正配置審議会」を開催し、小規模校への対応など今後の課題に向けた当市の方向性について審議する。	教育総務課
		追	18	学校司書の配置	教科等の学習内容に合わせて図書情報を提供するなど調べ学習に対する支援を行う。学校図書の蔵書の受け入れ、廃棄、台帳整理を中心とし図書館環境を整備する。	読書は子どもたちに知識と感動を与え、「豊かな心」「自ら学ぶ意欲や力」を育む。そのためには子どもたちと本を結ぶ大人の存在が必要である。現在、図書館の年間平均貸出数は小学校が46.0冊、中学校が5.6冊である。学校司書(現図書館補助員)の定期的な訪問を通して、読書活動を一層推進し、小学校平均96冊、中学校12冊を目指す。			学校司書(現図書館補助員)の定期的な訪問を通して、読書活動を一層推進し、小学校平均96冊、中学校12冊を目指す。	学校図書館における児童生徒への図書の年間平均貸出数	・学校司書の15人配置により、どの学校にも週1回以上の訪問が可能になった。26年度は1週間当たり訪問回数が0.6回だったのに対し、27年度は0.9回に増加した。 ・各校の読書旬間を充実させるための情報交換の実施。 ・児童生徒の読書量を把握するための、図書貸し出し数調査の実施(毎学期) ・学校司書の資質向上と学校図書館の充実を図るため、市立図書館との情報交換や連携を進める。	・学校司書と図書館教育担当者の連携強化を図る合同研修会の実施。 ・学校司書の資質向上と協働性を高めるために、学校司書の研修会とグループワークを隔月で実施する。 ・各校の読書旬間を充実させるための情報交換の実施。 ・児童生徒の読書量を把握するための、図書貸し出し数調査の実施(毎学期) ・学校司書の資質向上と学校図書館の充実を図るため、市立図書館との情報交換や連携を進める。	○	・蔵書管理や図書館の環境整備の他に、授業での図書館利用に際して児童・生徒や教員への補助ができるようにする。特に中学校でのオリエンテーションや読書旬間に重点的に取り組み、中学校の平均図書貸し出し数(年間、「7冊」を目指す。	→	・学校司書と図書館教育担当者の連携強化を図る合同研修会の実施 ・図書貸し出し数調査の毎学期実施 ・学校司書の研修とグループワークを隔月で実施 ・図書館の活用に関するアンケート実施	学校教育課
		追	19	インクルーシブ教育システム普及指導主事の配置	全ての児童生徒が将来において自立し社会参加をするために、障害の特性に合わせた教育を進められるよう「インクルーシブ教育システムの理念に基づいた学校教育の推進」を図るため、各学校の学習環境や校内体制、授業の充実を図るためのインクルーシブ教育システム普及指導主事を2人配置する。	全ての児童生徒が将来において自立し社会参加をするために、障害の特性に合わせた教育が受けられるよう「インクルーシブ教育システムの理念に基づいた学校教育の推進」を図る必要がある。各学校の学習環境整備や合理的配慮の提供が推進するように、インクルーシブ教育システム普及指導主事を配置する。			学校体制の充実、小・中連携の推進のための体制を整備し、合理的配慮の提供が適切に行えるようにする。	合理的配慮提供の割合	全ての児童生徒が将来において自立し社会参加をするために、障害の特性に合わせた教育が受けられるよう「インクルーシブ教育システムの理念に基づいた学校教育の推進」を図る必要がある。各学校の学習環境整備や合理的配慮の提供が推進するように、インクルーシブ教育システム普及指導主事を配置する。	・インクルーシブ教育システム普及指導主事を2人配置した。 ・全ての中学校を訪問し、校区の小中学校に対して、学習環境整備や合理的配慮の提供が円滑に進むよう、指導・助言を行った。 ・各小中学校を訪問し、授業のユニバーサルデザイン化が推進されるよう指導・助言を行った。モデル校の取組を授業公開、研修会、成果報告書により市内小中学校に発信した。	○	・管理職、コーディネーター向け研修会の実施。 ・小中学校の校内委員会に参加し、指導・助言を行う。 ・学校訪問をし、授業のユニバーサルデザイン化について指導・助言を行う。	→	・管理職、コーディネーター向け研修会の実施。 ・小中学校の校内委員会に参加し、指導・助言を行う。 ・学校訪問をし、授業のユニバーサルデザイン化について指導・助言を行う。	学校教育課

上越市子ども・子育て支援事業計画における個別事業の進捗管理表

【達成状況の凡例】
 ○：目標どおりに達成できた △：一部達成できなかった ×：達成できなかった

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	H31年度における目標		H27実績	H28年度				H29年度		担当課	
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何を、どのように評価するか)		目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	実績	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)			
3 子どもと家族を大切にできるまちづくり																			
1 男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの推進																			
			1	男女共同参画社会の実現に向けた広報・啓発活動	男女共同参画社会の実現に向け、情報誌等による効果的な啓発を行う。	男女共同参画の必要性や意義などについて、情報紙等による啓発を通して、市民への理解を図る。			男女共同参画の必要性や意義などについて、情報紙等による啓発を通して、市民に理解してもらう。	情報紙の発行	【情報紙「ウズじょうえつ」の発行回数】 年4回 男女共同参画啓発リーフレットを発行(10,000部)	男女共同参画社会の実現に向け、情報紙等による啓発を行うとともに、男女共同参画啓発リーフレットも活用しながら、出前講座等の場を用いて効果的・効果的な意識啓発を図る。	○情報紙の発行 ・10,000部×年4回発行し、町内会への回覧や市内施設などに配置した。	○	・情報紙を通じて、男女共同参画の意義について市民への浸透を図ることができたことから、引き続き意識啓発に取り組んでいく。	→	男女共同参画社会の実現に向け、情報紙等による啓発を行うとともに、男女共同参画啓発リーフレットも活用しながら、出前講座等の場を用いて効果的・効果的な意識啓発を図る。		共生まちづくり課
			2	男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発事業	ワーク・ライフ・バランスの浸透に向け、性別役割分担意識の解消を含めた啓発講座及び研修会を行う。	男女共同参画社会の実現のため、仕事・家庭・地域活動など様々な活動を自分の希望する状態である「ワーク・ライフ・バランス」について、企業等に対し啓発講座や研修会などの開催を通して浸透を図る。			男女共同参画社会の実現のため、仕事・家庭・地域活動など様々な活動を自分の希望する状態である「ワーク・ライフ・バランス」について、企業等に対し啓発講座や研修会などの開催を通して浸透を図る。	男女共同参画推進センター講座及び出前講座の開催	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、性別役割分担意識の解消等を目的とした啓発講座(男女共同参画推進センター講座、出前講座)を開催した。また、県との共催でハッピー・パートナー企業交流会を開催し、ワーク・ライフ・バランス推進の働きかけを行った。 【男女共同参画推進センター講座の開催実績】 8回 【出前講座の開催実績】 16回	ワーク・ライフ・バランスの浸透に向け企業への周知を強化するとともに、性別役割分担意識の解消を含めた啓発講座(男女共同参画推進センター講座)及び研修会(出前講座)を行う。	○男女共同参画推進センター講座の開催 ・県女性財団との共催を含め、計11講座を開催。 ○出前講座の開催 ・学校、町内会、事業所などが主催する学習会などに13回講師を派遣。	○	・各種講座の開催や講師の派遣などを通じ、身近なところから男女共同参画について考え、学ぶ機会を提供することができたことから、引き続き機会提供に取り組んでいく。	→	ワーク・ライフ・バランスの浸透や、性別役割分担意識の解消に加え、女性の活躍・社会参画の促進につなげていくための各種講座(男女共同参画推進センター講座)及び研修会(出前講座)を行う。		共生まちづくり課
			3	職業生活と家庭生活の両立のための広報・啓発事業	国の機関及び県等との連携により、市民や企業を対象にワーク・ライフ・バランスの推進に係る各種制度の普及啓発及びイベント等の周知を効果的に行う。	働く人の個性や価値観に応じたゆとりある働き方や子育てと仕事の両立を可能とするワーク・ライフ・バランスを実現できる職場環境を整備するため、事業者等への意識啓発を図る。			市民や企業から、ワーク・ライフ・バランスについての各種制度や必要性などについて、広く認知されている状態。	ホームページによる情報発信	・市のホームページで、国や県などの各種制度の概略を紹介した。 ・ワーク・ライフ・バランス推進企業利子補給補助金を新設し、県のハッピー・パートナー企業に新規に登録する事業者の資金調達について、利子相当額の一部を助成した。 申請企業:3社	ワーク・ライフ・バランスを実現できる職場環境を整備するため、事業者等への意識啓発を図る。	○市のホームページやチラシで、国、県、市の各種制度の概略を紹介した。 ・ワーク・ライフ・バランス推進企業利子補給補助金により、県のハッピー・パートナー企業に新規に登録する事業者の資金調達について、利子相当額の一部を補助した。 申請企業:2社	○	・継続して市のホームページやチラシで、国、県、市の各種制度の概略を紹介する。 ・ワーク・ライフ・バランス推進企業利子補給補助金の対象に「えるぼし」認定企業を追加し、女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業等の増加を図る。	→	ワーク・ライフ・バランスを実現できる職場環境を整備するため、事業者等への意識啓発を図る。		産業振興課
			4	企業における再就職の支援セミナーの開催	ハローワーク等と合同で企業等に再就職を考える人のためのセミナーを開催し、再就職しやすい環境づくりを行う。	退職者が、労働意欲を喚起し、自己スキルの確認や新しい職場への職務姿勢を作り、早期に再就職しやすい環境へと改善する。			再就職のためのセミナーや各種の支援制度等を通して、再就職しやすい環境に改善されている状態。	ハローワーク等と合同でセミナーを開催	【セミナー等の開催回数】 1回	ハローワーク等と連携して企業等に再就職を考える人のためのセミナーを開催し、再就職しやすい環境づくりを行う。	○セミナー等の開催 【セミナー等の開催】 1回開催し、9人の参加があった	○	・定員の15人を下回ったので、ホームページ等での周知を強化する。	→	ハローワーク等と連携して企業等に再就職を考える人のためのセミナーを開催し、再就職しやすい環境づくりを行う。		産業振興課
			5	企業における再雇用制度導入の普及啓発	新潟労働局やハローワークとの連携により、育児・介護休業法で定める事業主が努めるべき再雇用特別措置について、広報やホームページを活用して周知・啓発を行う。	働く人の個性や価値観に応じたゆとりある働き方や子育てと仕事の両立を可能とするワーク・ライフ・バランスを実現できる職場環境を整備するため、事業者等への意識啓発を図る。			市民や企業から、ワーク・ライフ・バランスについての各種制度や必要性などについて、広く認知されている状態。	ホームページによる情報発信	市のホームページで、国や県などの各種制度の概略を紹介した。	新潟労働局やハローワークとの連携により、育児・介護休業法で定める事業主が努めるべき再雇用特別措置について、ホームページ等を活用して周知・啓発を行う。	○市のホームページで、国や県などの各種制度の概略を紹介した。	○	・継続して市のホームページで、育児・介護休業法の概略を紹介する。	→	新潟労働局やハローワークとの連携により、育児・介護休業法で定める事業主が努めるべき再雇用特別措置について、ホームページ等を活用して周知・啓発を行う。		産業振興課
			6	企業における労働時間短縮の促進	新潟労働局やハローワークとの連携により、育児・介護休業法で定める事業主が努めるべき短時間勤務制度及び所定外労働の制限について、広報やホームページを活用して周知・啓発を行う。	働く人の個性や価値観に応じたゆとりある働き方や子育てと仕事の両立を可能とするワーク・ライフ・バランスを実現できる職場環境を整備するため、事業者等への意識啓発を図る。			市民や企業から、ワーク・ライフ・バランスについての各種制度や必要性などについて、広く認知されている状態。	ホームページによる情報発信	市のホームページで、国や県などの各種制度の概略を紹介した。	新潟労働局やハローワークとの連携により、育児・介護休業法で定める事業主が努めるべき再雇用特別措置について、ホームページ等を活用して周知・啓発を行う。	○市のホームページで、国や県などの各種制度の概略を紹介した。	○	・継続して市のホームページで、育児・介護休業法の概略を紹介する。	→	新潟労働局やハローワークとの連携により、育児・介護休業法で定める事業主が努めるべき再雇用特別措置について、ホームページ等を活用して周知・啓発を行う。		産業振興課

【達成状況の凡例】
 ○：目標どおりに達成できた △：一部達成できなかった ×：達成できなかった

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	H31年度における目標		H27実績	H28年度				H29年度		担当課	
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何を、どのように評価するか)		目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	実績	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)			
2 地域で子どもや家族を大切にしている意識の醸成																			
			1	子どもの権利チラシ等による啓発	子どもの権利の普及・啓発のため、子育てしている人向け、子どもに関わる人向け、一般市民向けの3種類のチラシを様々な機会を捉えて配布する。また、市の広報紙、ホームページなど、各種情報提供媒体を活用し、子どもの権利についての啓発活動を行う。	子どもの権利について、広く市民から正しく理解され、子どもの権利を大切にしている意識を高める。			子どもの権利について、広く市民から正しく理解され、子どもの権利を大切にしている意識が高まっている状態。	子どもの権利に関するアンケート調査	・広報11月15日号に合わせて、一般向け啓発チラシを全戸配布した。 75,580枚/年 ・子育てをしている人向け =7,200枚/年 ・子どもに関わる人向け =1,440枚/年 ・子どもの権利基本計画(第2期)の策定にあわせ、市ホームページの掲載内容を修正するとともに、常に最新の情報に更新を行った。	子育てをしている人向けのチラシは各種保健事業を通じて、子どもに関わる人向け及び一般向けのチラシは各種機会などの機会をとらえて配布する。	・子育てをしている人向け =7,200枚/年 ・子どもに関わる人向け =1,440枚/年 ・一般向け =200枚/年(平成27年度に全戸配布実施済)	○	保健事業や講座等の機会を捉え、チラシを配布して市民の「子どもの権利」に対する意識と知識を高めることができた。	→	子育てをしている人向けのチラシは各種保健事業を通じて、子どもに関わる人向け及び一般向けのチラシは各種機会などの機会をとらえて配布する。		こども課
			2	子どもの権利学習	子どもの権利学習教材「えがお」を使用した権利学習を市内の公立全小中学校の授業に取り入れて実施する。	子どもの権利について、子ども自身が正しい知識を持ち、権利を尊重する意識と行動を身につける。			子ども自身が子どもの権利の正しい知識を持ち、権利を尊重する意識と行動が身につけている状態。	子どもの権利に関するアンケート調査	・11月～12月にかけて、市立小学校全学年、中学1年生において「えがお」の学習を行った。 ・中学2・3年生版学習プログラムの作成検討委員会を設置し、テキスト作成を行った。	・子どもの権利学習を市内の市立全小中学校で実施する。 ・中学生用の権利学習テキスト「えがお」が1種しかないため、1年生において子どもの権利学習を実施しているが、中学3年生まで継続して学習することが望ましいことから、中学生版「えがお」を改訂し、3学年分作成する。新版「えがお」の学習は、28年度は試行校において実施、29年度から市内の全中学校において実施する。	・11月～12月にかけて、市立小学校全学年、中学1年生において「えがお」の学習を行い、結果を家庭に持ち帰り、子どもと保護者が子どもの権利について話し合う取組を促した。 ・11月～2月にかけて、中学生版「えがお」3学年の試行授業を6校で行った。	○	義務教育のうち7年間を通じて子どもの権利学習を継続して行うことで、子ども自身が子どもの権利に関する認知を高めることができています。平成29年度からは、中学校3年生までの9年間、子どもの権利に関する学習を行う。今後も継続して実施する。	→	中学生の「えがお」が1種しかないため1年生において子どもの権利学習を実施していたが、中学3年生まで継続して学習することが望ましいことから、中学生版「えがお」を改訂し、3学年分作成する。新版「えがお」の学習は、平成28年度は試行校において実施、平成29年度から市立の全中学校において実施する。これまでと同様、学習結果を家庭に持ち帰ることで、家庭における子どもの権利学習の認知を高めていく		こども課
			3	父子手帳の配布	父親の積極的な育児参加と家族ぐるみの健康づくりを推進するため、子どもの発育・発達や子育てに関する情報を掲載した父子手帳を配布する。	妊娠・出産・育児の正しい知識を学び、流産・妊娠高血圧症候群の予防等に努めるとともに、妊娠期から子どもの成長や発達・育児について考える機会を持ち、子どもが健やかに育つことができるように支援する。			父親の積極的な育児参加と家族ぐるみの健康づくりを推進することができる。	妊娠届出数に対する父子手帳配布の割合	父親の積極的な育児参加と家族ぐるみの健康づくりを推進するため、子どもの発育・発達や子育てに関する情報を掲載した父子手帳を、届出者に配布した。	父親の積極的な育児参加と家族ぐるみの健康づくりを推進するため、子どもの発育・発達や子育てに関する情報を掲載した父子手帳を配布する。	父親の積極的な育児参加と家族ぐるみの健康づくりを推進するため、子どもの発育・発達や子育てに関する情報を掲載した父子手帳を、届出者に配布した。	○	配布率は昨年度とほぼ同等であった。今後も多くの父親に配布できるよう、妊娠届出時に周知する。	→	父親の積極的な育児参加と家族ぐるみの健康づくりを推進するため、子どもの発育・発達や子育てに関する情報を掲載した父子手帳を配布する。		健康づくり推進課
			4	命・きずなを考える講座	中学3年生を対象に、自分や異性の体を知り、次世代を生み育てる体づくり並びに生命の誕生や生命の大切さを学び、自分自身の自己肯定感を高めるための支援として、助産師による講話を行う。	生涯を通じた健康づくりの推進に向け、スタートとなる妊娠・出産・育児期及び次世代を担う思春期、機能低下を予防する更年期等、各ライフステージに応じた知識の普及や不安の軽減を図るため、個々の生活に合わせた適切な支援や保健指導を行う。			次世代を生み育てるための重要な時期である中学生が、自分や異性の体や生命の大切さを学ぶことにより、自分自身の自己肯定感を高めることができる。	実施校数	中学3年生を対象に、自分や異性の体を知り、次世代を生み育てる体づくり並びに生命の誕生や生命の大切さを学び、自分自身の自己肯定感を高めるための支援として、助産師による講話を行った。	中学3年生を対象に、自分や異性の体を知り、次世代を生み育てる体づくり並びに生命の誕生や生命の大切さを学び、自分自身の自己肯定感を高めるための支援として、助産師による講話を行う。	○	実施希望のあった中学校全てにおいて講話を行った。	→	中学3年生を対象に、自分や異性の体を知り、次世代を生み育てる体づくり並びに生命の誕生や生命の大切さを学び、自分自身の自己肯定感を高めるための支援として、助産師による講話を行う。		健康づくり推進課	
3 家庭と地域の子育て力の向上																			
			1	学びの輪プロジェクト(すこやかな暮らし応援事業)	保護者を対象に、家庭教育に関する講座を行い、家庭教育力の向上を図る。	家庭教育に関する講座の開設、家庭環境や育児など家庭教育を題材とした講座を行い、家庭教育力を向上させる。			子どもの成長について理解を深め、子育て中の悩みを共有し合える状態。	定員に対する申込率	保護者を対象に家庭教育支援講座を13講座実施した。	「家庭教育支援講座」を28地区公民館で実施するテーマ学習に位置付け、企画実施する。	保護者を対象に家庭教育支援講座を30講座実施した。	○	各小中学校の教育機関等と連携の強化を図り、地域の実情に応じた学習内容の把握に努めた。	→	「家庭教育支援講座」を28地区公民館で実施するテーマ学習に位置付け、企画実施する。		社会教育課
			2	保育園での子育て家庭への支援	地域の子育ての拠点として、保育の知識・経験等の専門性をいかした子育て相談や園開放を行う。	保育園での専門性を生かした相談等を行うことで、子育てに対する不安の軽減や解消を図る。			相談記録がそれぞれの保育園に整理され、管理されている状態。	相談記録の内容	子育てに対する相談を行った。	保育園に通園する園児や地域の子育てをしている保護者を対象に、子育て相談を行う。	○	子育て相談を受け付け、子育てに対する不安の軽減や解消を図った。	→	保育園に通園する園児や地域の子育てをしている保護者を対象に、子育て相談を行う。		保育課	

上越市子ども・子育て支援事業計画における個別事業の進捗管理表

【達成状況の凡例】
 ○：目標どおりに達成できた △：一部達成できなかった ×：達成できなかった

資料3

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	H31年度における目標		H27実績	H28年度				H29年度		担当課
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何を、どのように評価するか)		目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	実績	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)		
			3	保育園士雇用事業	豊かな知識と経験を持つ地域の人を活用することで、園児との世代間交流等を促進するとともに、保育現場における保育士の負担軽減(園舎整備など)を図る。	保育園士との世代間交流を通して、児童の社会性を養う。			すべての保育園に園士が配置されている状態	配置園数	全ての園において、保育園士を配置した。 ○公立保育園 43園 ○私立保育園 18園 ○認定こども園 2園	全ての園において保育園士が配置されている状態を維持する。	全ての園において、保育園士を配置した。 ○公立保育園 43園 ○私立保育園 18園 ○認定こども園 3園	○	引き続き、保育園士を配置し、伝承遊びを通じた世代間交流や保育園の施設や物品の修繕、除雪作業などを行う。	→	全ての園において、保育園士を配置する。 ○公立保育園 41園 ○私立保育園 18園 ○認定こども園 3園	保育課
			4	保育園地域活動事業	児童の社会性を養うため、高齢者等との世代間交流や異年齢児との交流を行う保育園に補助金を交付する。	高齢者等との世代間交流や異年齢児との交流により、児童の社会性を養う。			補助金の有無にかかわらず、市内すべての保育園で、高齢者等との世代間交流や異年齢児との交流が行われている状態。	事業実施園割合(実施園/市内保育園数)	地域活動事業実施園64園(公立44、私立20) ※補助金交付園数は12園 【事業実施園割合】(実施園/市内保育園数)100%	補助金の有無にかかわらず、市内すべての保育園で、高齢者等との世代間交流や異年齢児との交流を行う。	すべての保育園及び認定こども園において、高齢者等との世代間交流や異年齢児との交流を行い、児童の社会性の育成を図った。 地域活動事業実施園65園(公立44、私立等21) ※委託園数は14園 【事業実施園割合】(実施園/市内保育園数)100%	○	引き続き、高齢者等との世代間交流や異年齢児との交流を行い、児童の社会性の育成を図る。	→	補助金の有無にかかわらず、市内すべての保育園で、高齢者等との世代間交流や異年齢児との交流を行う。	保育課
			5	ファミリーサポートセンター運営事業	育児の援助を受けたい人(依頼会員)と育児の援助を行いたい人(提供会員)との相互援助活動を通じ、調整を行う。	地域の子育ての相互援助活動を支援することにより、仕事と育児を両立させる、安心して働くことのできる環境づくりを推進する。	○	○	提供会員数を増やし、依頼会員のニーズに見合った提供会員が紹介されている状態。 【提供会員の紹介割合】100%	依頼会員のニーズに対する提供会員の紹介割合	提供会員を確保するため、広報上越に会員募集の記事を掲載するほか、民生委員児童委員協議会や各種団体を対象に説明会を行った。(年27回) 提供会員養成講座の未受講者を減らすため、講座を年4回開催した。 【提供会員の紹介割合】100%	提供会員を確保するため、広報上越に会員募集の記事を掲載するほか、民生委員児童委員協議会や各種団体を対象に説明会を行う。 提供会員養成講座の未受講者を減らすため、講座を年4回開催する。	依頼会員のニーズに見合った提供会員を確保するため、広報上越に会員募集の記事を掲載するほか、各種団体等を対象に説明会を行った。(年38回) 提供会員養成講座の未受講者を減らすため、講座を年4回開催した。(延べ参加者数181人) 【提供会員の紹介割合】100%	○	各種団体等への説明会や提供会員養成講座の開催などにより、提供会員が前年比で32人増加した。 依頼会員のニーズに見合った提供会員を100%調整した。	→	依頼会員のニーズに見合った提供会員を確保するため、広報上越に会員募集の記事を掲載するほか、各種団体等を対象に説明会を行う。 提供会員養成講座の未受講者を減らすため、講座を年4回開催する。	こども課
			6	民生委員・児童委員・主任児童委員活動	常に住民の立場に立ち、子どもに関する相談・支援を実施する。	多様化・深刻化している子どもたちをめぐる課題について、研修などを利用し、理解を深め、次代を担う子どもたちの健やかな育ちのため、児童委員・主任児童委員活動の一層の充実を図る。			多様化・深刻化している子どもたちをめぐる課題について、研修などを利用し、理解を深め、次代を担う子どもたちの健やかな育ちのため、児童委員・主任児童委員活動の一層の充実が図られている。	委員が毎月提出する活動記録の子どもに関する相談支援・件数を確認し、活動が停滞している委員へ聞き取り等を行う。 市民児協連主催の研修は、委員からアンケートを取り、次回研修の参考とする。(調査対象：研修出席者、項目：実施研修についての意見や感想、次回研修の希望内容について)	常に住民の立場に立ち、子どもに関する相談・支援を実施する。	8/1~8/2全国主任児童委員活動研修会 市民児協連代表2人出席 8/19市民児協連児童部会(「子どもが暴力から自分を守るために」)主任児童委員33人出席 10/7主任児童委員活動研修会 主任児童委員11人出席 11/22 児童虐待防止研修会 主任児童委員6人出席 2/3~2/4全国児童委員研究協議会 市民児協連代表1人出席 2/24児童委員活動研修会 児童委員・主任児童委員21人出席	○	引き続き、研修を実施することで、子どもたちを取り巻く現状や課題について理解を深める。主任児童委員と児童委員がより一層連携することで、児童福祉課題に取り組むことができる環境づくりに努める。	→	常に住民の立場に立ち、子どもに関する相談・支援を実施する。	福祉課	
4 子どもたちのためのよりよい環境づくり																		
			1	安全教室	保育園、幼稚園、認定こども園、小学校に安全教育指導員を派遣し、犯罪から自らの身を守るための方法などを指導する。	犯罪弱者である子どもに犯罪の被害に遭わないための知識を習得させ、市民生活の安全安心の確保を図る。			安全教室を実施する幼稚園・保育園・認定こども園・学校に対し、指導・助言が行われている状態。 【開催回数】幼稚園・保育園・認定こども園：36園(2年で全園実施) 小学校：申込のあった学校に対し100%実施	開催回数の集計	幼稚園・保育園・認定こども園での安全教室実施 対象園：36園 申込園：36園 実施園：36園 ※2年間で全園で実施 小学校での防犯教室実施 対象数：53校 申込数：43校 実施数：43校 ※申し込みをしなかった10校は、学校独自で実施	幼稚園・保育園・認定こども園、学校に対して、犯罪被害に遭わないための指導・助言を行う。 幼稚園、保育園では、防犯と交通安全を統合した親子向け教室を、申込園に対して実施する。 小学校へは、低学年を対象とした防犯教室のシナリオを配布し、学校の日程で防犯指導が出来るようにする。	小学校低学年を対象とした防犯教室の指導案を配布した。 必要に応じ、学校等への助言を行った。 親子防犯・交通安全教室を実施した。 申込・実施園：12園 受講者：園児・保護者等842人	○	子どもの安全確保には親の日頃の指導・管理が重要であることから、今後も親子教室を継続する。 専門性を要する指導のため、希望する幼稚園・保育園・認定こども園及び小学校に対し、子どものみを対象とした防犯教室を再開する。	→	親子防犯・交通安全教室を実施する。 希望する幼稚園・保育園・認定こども園に対し、安全教室を実施する。 希望する小学校に対し、1年生を対象とした防犯教室を実施する。	市民安全課

上越市子ども・子育て支援事業計画における個別事業の進捗管理表

【達成状況の凡例】
 ○：目標どおりに達成できた △：一部達成できなかった ×：達成できなかった

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	H31年度における目標		H27実績	H28年度				H29年度	担当課	
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何を、どのように評価するか)		目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	実績	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)		
			2	安全メール	市内で発生した犯罪、災害、火災、交通事故、その他(クマ・サル等の出没)情報をメール配信により情報提供することにより、被害の連鎖や拡大を抑制する。	市内で発生した犯罪、災害、交通事故などの情報を迅速に提供し、市民の自主的な防犯・防災活動を促し、市民の安全安心の確保を図る。			適時的確な情報発信に努め、携帯電話会社や児童・生徒の保護者と連携し、受信者拡大を図られている状態。 【安全メール登録者数】6,200件	安全メールの登録件数の集計	安全メール登録者数 6,366件 安全メール発信数 196件 防犯情報 25件 防災情報 5件 交通安全情報 8件 火災情報 88件 その他(行方不明、クマ等) 70件	・登録件数を6,500件以上とする。 ・広報上越や携帯電話会社等と連携し登録者増加に向けた広報活動を行う。 ・情報提供に関しては、必要な情報を提供し、被害の拡大防止や注意喚起を行う。	安全メール登録者数 7,568件 安全メール発信数 260件 防犯情報 18件 防災情報 11件 交通安全情報 9件 火災情報 98件 その他(行方不明、クマ等)124件	○	登録者数6,500以上を達成した。 更なる防犯意識等の向上のため登録者数増加に向けた広報活動を行う。	→	・登録件数を前年度以上とする。(安全安心まちづくり推進計画の数値目標の見直しを検討する) ・広報上越等を活用し登録者増加に向けた広報活動を行う。 ・必要な情報を適時提供し、被害の拡大防止や注意喚起を行う。	市民安全課
			3	交通安全教室	保育園児・幼稚園児・認定こども園児及び小・中学生を対象に、歩行時・自転車乗車時における交通ルール等の基礎や交通事故防止のための知識などを指導する。	保育園児・幼稚園児・認定こども園児から高齢者まで各年齢層に応じた交通安全教育及び啓発活動を実施し、交通事故のない安全で安心なまちづくりを実現する。		○	交通安全教室を実施する幼稚園・保育園・学校に対し、指導・助言が行われている状態。 【開催回数】幼稚園・保育園・認定こども園:74園 小学校:53校 中学校:24校	開催回数の集計	開催回数 幼稚園・保育園・認定こども園 =対象71園中70園で実施 小学校 =対象53校中52校で実施 中学校 =対象24校中20校で実施 (申込のあった園・学校はすべて実施)	・交通事故の件数を前年度より減少させることを目標とする。 ・幼稚園、保育園では、防犯と交通安全を統合した親子向け教室を、申込園に対して実施する。 ・小・中学校では学校が開催する交通安全教室に対して、要請に応じて職員を派遣し交通ルールや自転車運転のルールを指導する。	・幼稚園及び保育園に対する交通安全指導は、親子防犯・交通安全教室として実施(再掲) 申込・実施園:12園 受講者:園児・保護者等842人 ・小学校、中学校に対しては、実施主体が学校であることを明確にし、指導者派遣と物品貸出を実施 派遣・物品貸出:延べ53校	○	・子の安全確保には親の日頃の指導・管理が重要であることから、今後も親子教室を継続する。 ・小・中学校は、引き続き実施主体が学校であることを明確にし、専門性を要する教育の支援を行う。	→	・親子防犯・交通安全教室を実施する。 ・希望する幼稚園及び保育園、認定こども園に対し、交通安全教室を実施する。 ・希望する小・中学校に対し交通安全教室への講師派遣、物品貸出しを行う。	市民安全課
			4	街灯整備事業	夜間における歩行者の安全を確保するため、集落間の通学路等の街灯整備を行う。	通学路等での交通の安全及び街頭犯罪の未然防止を図り、市民生活の安全安心を確保する。			集落間の通学路に街灯整備がされ、既存街灯のLED化が図られている状態。 【要望等による整備必要か所の整備割合】100% 【LED化への変更割合】100%	・要望に対する対応状況を確認・LED化への変更状況	既存防犯灯で灯具交換によりLED化が可能な防犯灯のLED化工事を行った。	集落間の通学路における防犯灯の維持管理について確実に対応する。	○	・設置要望に対しては要綱等に基づき適切に対応した。 ・市が管理する防犯灯のLED化工事を行った。	→	・設置要望に対し要綱に基づき適切に対応する。(新設校等の通学路への防犯灯設置) ・市が管理する防犯灯の維持管理を確実に実施する。	市民安全課	
			5	子育てバリアフリー設備の充実	子育て中の親とその子どもの利用に配慮した設備やサービスを備える施設を認定する。	バリアフリー施設を市が認定し、その周知を行うことで、地域における子育て支援の意識の高揚を図るとともに、子育てしやすい環境の整備を推進する。			新規認定施設数を増やし、地域における子育て支援の意識の高揚が図られ、子育てしやすい環境が整備されている状態。 【新規認定施設数】25施設以上(H26年度比)	新規認定施設数	広報上越に募集記事を掲載するとともに、上越商工会議所及び各商工会を通じて募集チラシを配布するなど、認定施設の増加を図ったが、新規認定施設は2件に留まった。 【新規認定施設数】2施設	・未認定施設に募集チラシを送付する。 ・広報上越に認定施設の募集記事を掲載する。	・認定要件に該当する施設に訪問し、申請依頼を行った。 ・広報上越に認定施設の募集記事を掲載した。 【新規認定施設数】3施設	○	引き続き、認定要件に該当する施設を訪問し、申請依頼を行う。	→	・認定要件に該当する施設を訪問し、募集を行う。 ・広報上越に認定施設の募集記事を掲載する。	こども課
	追		6	110番協力車制度	地域住民の協力による自主的な防犯活動の一環として、趣旨に賛同する方の車両に「110ばん協力車」のステッカーを貼り付けてもらい、車両運行中に不審者又は助けを求める子どもを発見した場合に、警察その他関係機関への通報及び子どもの保護活動を行う。	市民ぐるみで、犯罪の抑止と防犯意識の啓発を図り、犯罪のない安全で安心なまちづくりを実現する。			「110ばん協力車」の趣旨賛同者の増加に向けた取り組みが継続されている状態。	「110ばん協力車」のステッカー発行状況により取り組み状況を確認	登録台数 4,877台 平成27年度における新規登録台数 341台	登録台数の増加に向け、広報活動を実施する。	登録台数 4,984台 平成28年度における新規登録台数 107台	○	広報上越、防犯講話での広報活動を実施したことが、登録台数の増加となった。更なる広報活動を実施する。	→	・広報上越等を活用し、登録台数の増加に向けた広報活動を行う。	市民安全課